

平成26年度 第2回岡山県建築審査会次第

日時：平成27年3月17日（火）14時00分～
場所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 あいさつ

3 会議の成立（条例第3条第1項）

4 公開又は非公開の決定

5 議事録署名人の指名（運営要領第5条第2項）

6 議 事

【付議案件】

（1）建築基準法第3条第1項第三号指定（適用の除外）

- ・岡山県指定重要文化財の旧吹屋小学校を建築基準法等の適用から外すことについて
- ・・・・【資料1】

【報告案件】

（2）建築基準法第56条の2第1項ただし書許可（日影による中高層の建築物の高さの制限）

- ・1件（平成26年9月1日から平成27年2月28日まで）

・・・・【資料2】

（3）建築基準法第43条第1項ただし書許可（敷地と道路との関係）

- ・11件（平成26年9月1日から平成27年2月28日まで）

・・・・【資料3】

7 そ の 他

【事務局からの連絡事項】

（1）次回審査会の日程確認

8 閉 会

資料 1

岡山県建築審査会資料
(付議案件)

建築基準法第3条第1項第三号指定
(適用の除外)

旧吹屋小学校（高梁市）

岡山県建築審査会審査事項

【審査事項】岡山県指定重要文化財の旧吹屋小学校を建築基準法等の適用から外すことについて

【適用条文】建築基準法第3条第1項第三号（適用の除外）

1 指定建築物概要

【名称】旧吹屋小学校

【所在地】岡山県高梁市成羽町吹屋1290番1

【建築年】明治33年「東廊下・東校舎・西廊下・西校舎」
明治42年「本館」

【文化財指定】平成14年 成羽町指定文化財（建造物） 「本館・東校舎・東廊下」
平成15年 岡山県指定重要文化財（建造物） 「本館・東校舎・東廊下」
平成16年 岡山県指定重要文化財（建造物） 「西校舎・西廊下」

【構造規模】本館：木造2階 延べ面積766.75m²
東校舎：木造平屋 延べ面積217.21m²
東廊下：木造平屋 延べ面積 34.62m²
西校舎：木造平屋 延べ面積207.43m²
西廊下：木造平屋 延べ面積 39.75m²



【仕上】屋根：桟瓦葺き 外壁：化粧板張り・漆喰塗り 軒裏：化粧板張り

【基礎】割石積布基礎

2 校舎の活用

吹屋の町並みの裏手にある旧吹屋小学校は平成24年3月の廃校までは、現役で国内最古の木造校舎であり、明治中後期における小学校建築の建築史において高い価値を有している県の指定重要文化財である。

高梁市では吹屋全体を、町並み保存地区、点在する鉱山関係の施設、山や川といった豊かな自然とが相互に関連し合い、ひとつのまとまりを持った「まち全体ミュージアム」とし、その中心施設として校舎の保存修理及び利活用を行う予定としている。

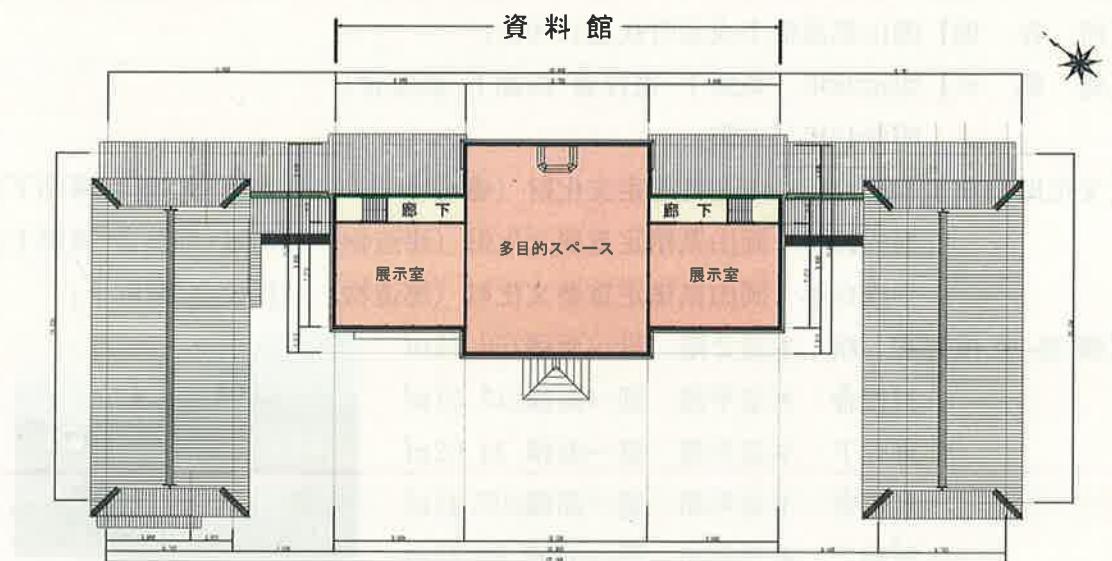
校舎の活用については、「学びの拠点」を活用基本方針とし、中核機能として「吹屋学の拠点機能」、「博物館・資料館の機能」及び「学びを中心とする交流体験機能」の3つを持たせる。また、工事は平成27年度に着手し、平成31年度までの5カ年で行う。（※具体的な活用方法は次ページ参照）



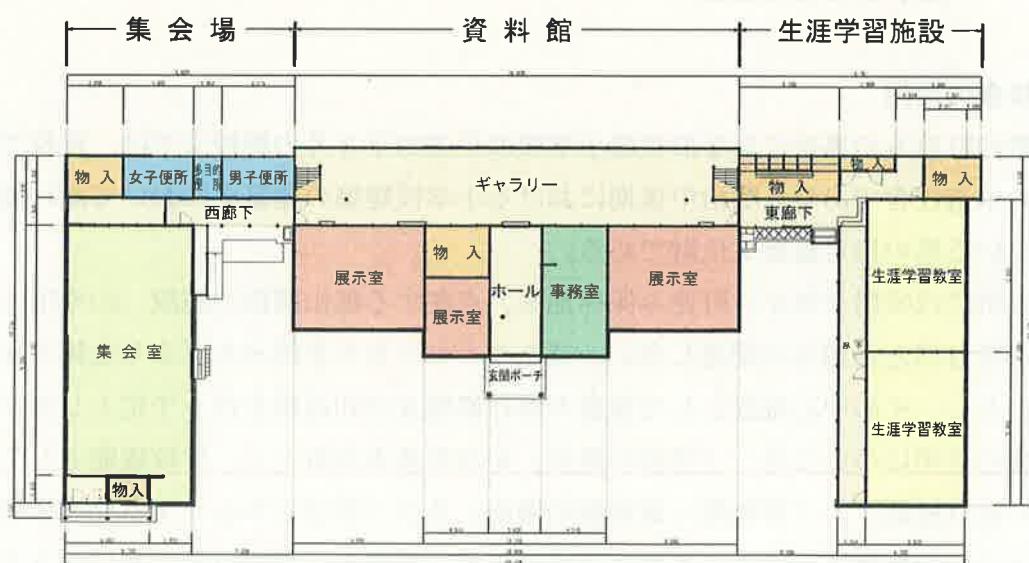
西校舎 西廊下
(集会場)

本館
(博物館・資料館)

東廊下 東校舎
(生涯学習)



2階平面図（計画図）

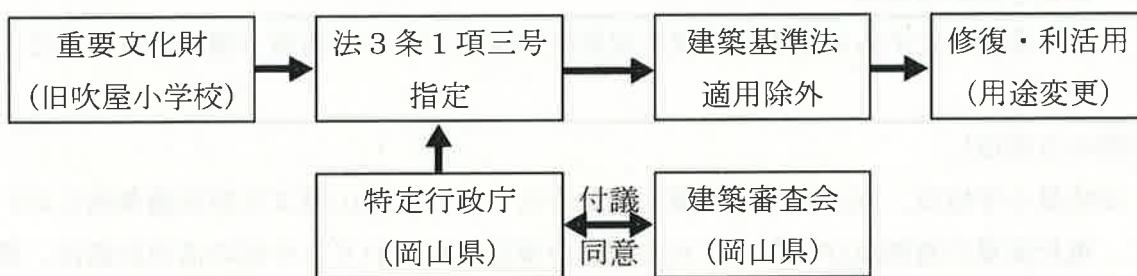


1階平面図（計画図）

3 付議理由（建築基準法第3条第1項第三号の指定）

学校用途の建築物を活用基本方針に沿った建築物に修復及び利活用するにあたり、建築基準法をそのまま適用すると不適合が生じるが、文化財のような保存活用が要求される建築物については、文化的価値を損なわないように活用する必要がある。

建築基準法第3条第1項第三号の規定により重要文化財等の保存建築物は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した場合は、建築基準法の適用が外せるため、旧吹屋小学校について当該指定を行うために岡山県建築審査会に付議するもの。



【建築基準法】

第三条（適用の除外）

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

【文化財保護法】

第一百八十二条（地方公共団体の事務）

地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要な無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 建築審査会における審査事項

建築審査会での同意基準については、平成26年4月1日付け国住指第1号の技術的助言において、以下のような内容が示されるとともに、地域における歴史的建築物の実情や要望、歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえて対応することとされている。

- (1) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること
- (2) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること
- (3) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること
- (4) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること

5 指定を認める理由

- (1) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること

(認める理由)

旧吹屋小学校は、岡山県指定重要文化財であるため、岡山県文化財保護条例において、現状変更の規制及び保存のための措置が規定されており、今回の活用計画は、岡山県文化財課も了解済みである。

- (2) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること

(認める理由)

耐震補強は、実状に近い柔床構造の3次元疑似立体モデルにより限界耐力計算を行い、最低限必要な補強量を確保できるよう計画した。

耐震補強計画については、平成26年度第1回岡山県建築審査会において事前報告したとおり、歴史的建築物の構造安全性に詳しい者の意見を聞くため、(一社)岡山県建築士会の「岡山県歴史的建造物委員会」に諮り、その結果として妥当である旨の結論を得ている。

<参考（各棟の補強計画）>

補強方針	本館
①荷重の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・桟瓦土葺を空葺にする ・積載荷重は事務室（800N/m²）とし、2階部分は収容人員200人程度とする ・2階の土壁を荒壁パネルに変更する
②建物耐力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・土壁を荒壁パネルに変更し、腰板壁に荒壁パネルを入れる
③水平剛性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場屋根面、2階床下、2階教室天井裏及び2階講堂屋根面に水平構面補強（構造用合板を貼る）を施す
④建物を安定させる	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎は全面ベタ基礎とする

補強方針	西校舎・西廊下
①荷重の軽減	・西廊下の棟瓦土葺を空葺にする（西校舎は現状で空葺）
②建物耐力の確保	・土壁を荒壁パネルに変更する
③水平剛性の確保	・西校舎の天井裏及び西廊下の屋根面に水平構面補強（構造用合板を貼る）を施す
④建物を安定させる	・基礎は全面ベタ基礎とする
⑤その他	・後補材の水平プレース及び構造用合板の壁を全て撤去する

補強方針	東校舎・東廊下
①荷重の軽減	・棟瓦土葺を空葺にする
②建物耐力の確保	・部材の痕跡及び古写真を参考にし、当初の位置に壁（荒壁パネル）を新設 ・東校舎の既存間仕切壁を撤去し、当初の位置に間仕切壁（荒壁パネル）を新設 ・土壁を荒壁パネルに変更する
③水平剛性の確保	・西校舎の天井裏及び西廊下の屋根面に水平構面補強（構造用合板を貼る）を施す
④建物を安定させる	・基礎は全面ベタ基礎とする
⑤その他	・後補材の水平プレース及び構造用合板の壁を全て撤去する

【荒壁パネル】：土壁の良さを活かすとともに、パネル化により施工性の向上や品質の安定化を図った現代版の土壁下地で、搖れに柔軟に対応し、大きく変形しても著しい耐力低下を起こさず、粘り強く耐えます。町家、民家、社寺などの伝統構法の新築・改修に優れた耐震性能を発揮します。

<両面張りで壁倍率2.6倍（国交省大臣認定）>



※引用：株式会社丸浩工業 (<http://www.maruhiro.jp>)

(3) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること

(認める理由)

現状で建築基準法に適合していない関連項目として、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分の防火構造、規定面積以内ごとに防火上有効な構造の防火壁による区画、小屋裏の隔壁及び内装仕上げの防火性能等があるが、見え隠れとなる小屋裏隔壁につ

いでは、今回の修復工事において可能な限り適合させる。

また、消防機関とは協議済みであり、消防設備として、自動火災報知設備、消火器及び消防機関へ通報する火災通報設備を設置すると共に消防計画を作成し提出している。

さらに、高梁市において策定する予定である保存活用計画において、裸火の使用の禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具及びその燃料の管理方法等の詳細を規定する。

(4) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること

(認める理由)

現状で建築基準法に適合していない関連項目として、階段の勾配、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないこと等があるが、このうち非常用照明装置については今回の修復工事において設置する。

指定建築物の活用用途は集会場等であり、通常より避難安全性を必要とする就寝の用に供するようなものではない。

また、その建物形状から、1階部分については、避難経路も単純であり外部への開放性からも、屋外への避難は比較的容易である。

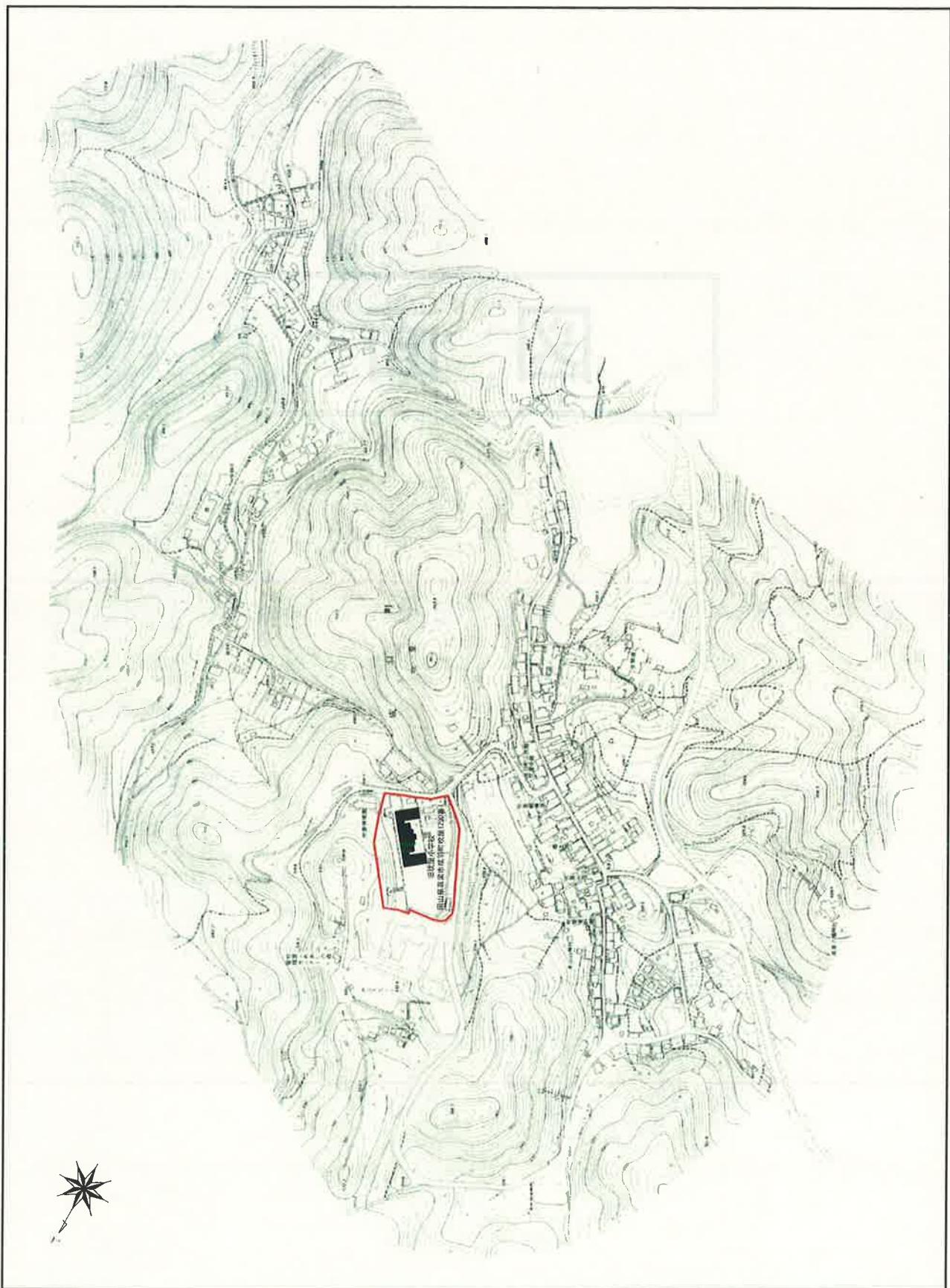
避難に時間を要する本館の2階部分については、多数の利用者が予想される場合には、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行うこと等を、防火計画と同様に保存活用計画において検討する。

【添付資料】

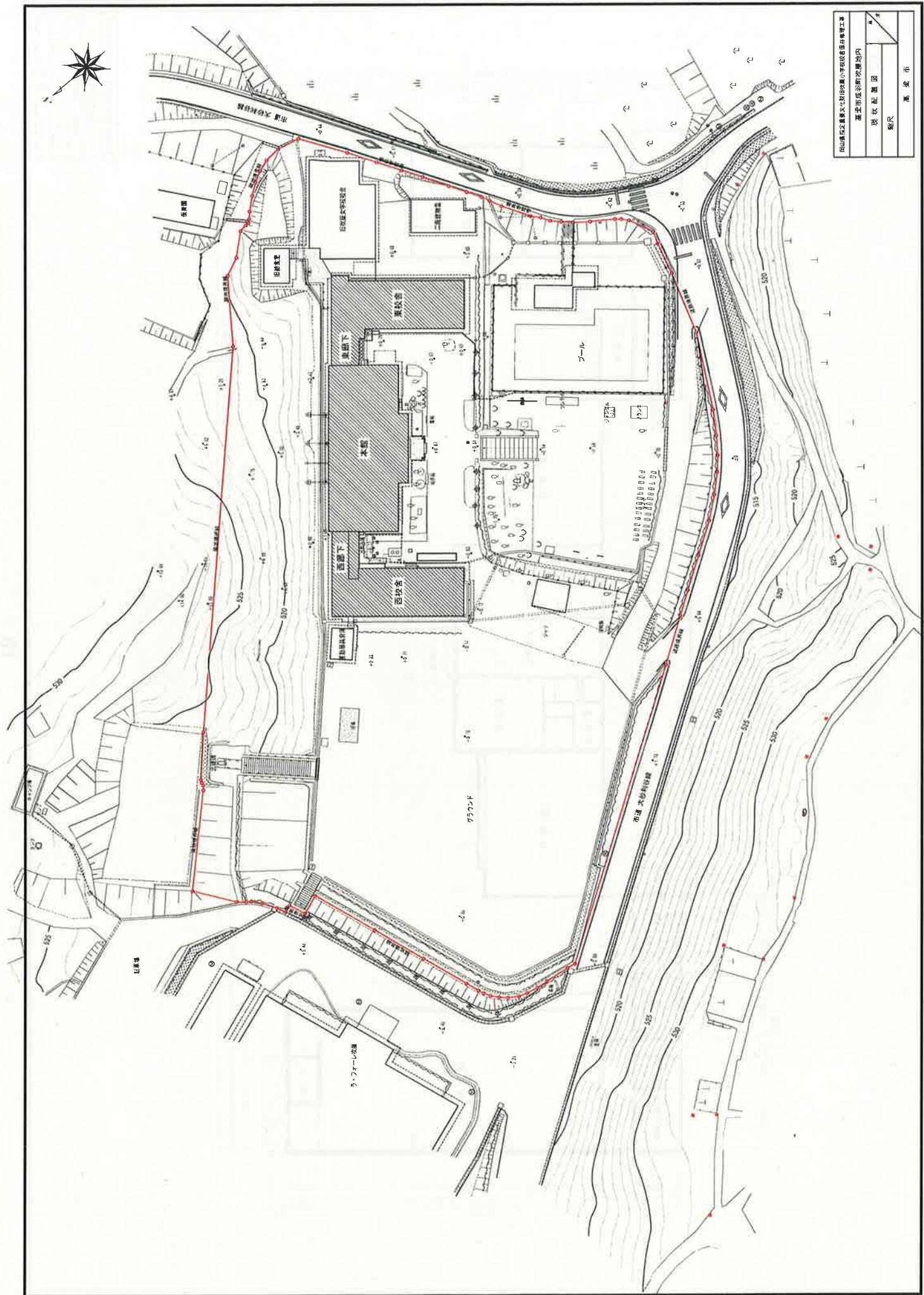
(1) 図面	・ ・ ・ P 7～15
(2) 現況写真	・ ・ ・ P 16～25
(3) 平成26年4月1日付け国住指第1号 「建築基準法第3条第1項第3号の規 定の運用等について（技術的助言）」	・ ・ ・ P 26～28
(4) 耐震補強計画	・ ・ ・ P 29～41
(5) 小屋裏隔壁	・ ・ ・ P 42～44
(6) 非常用照明	・ ・ ・ P 45～46

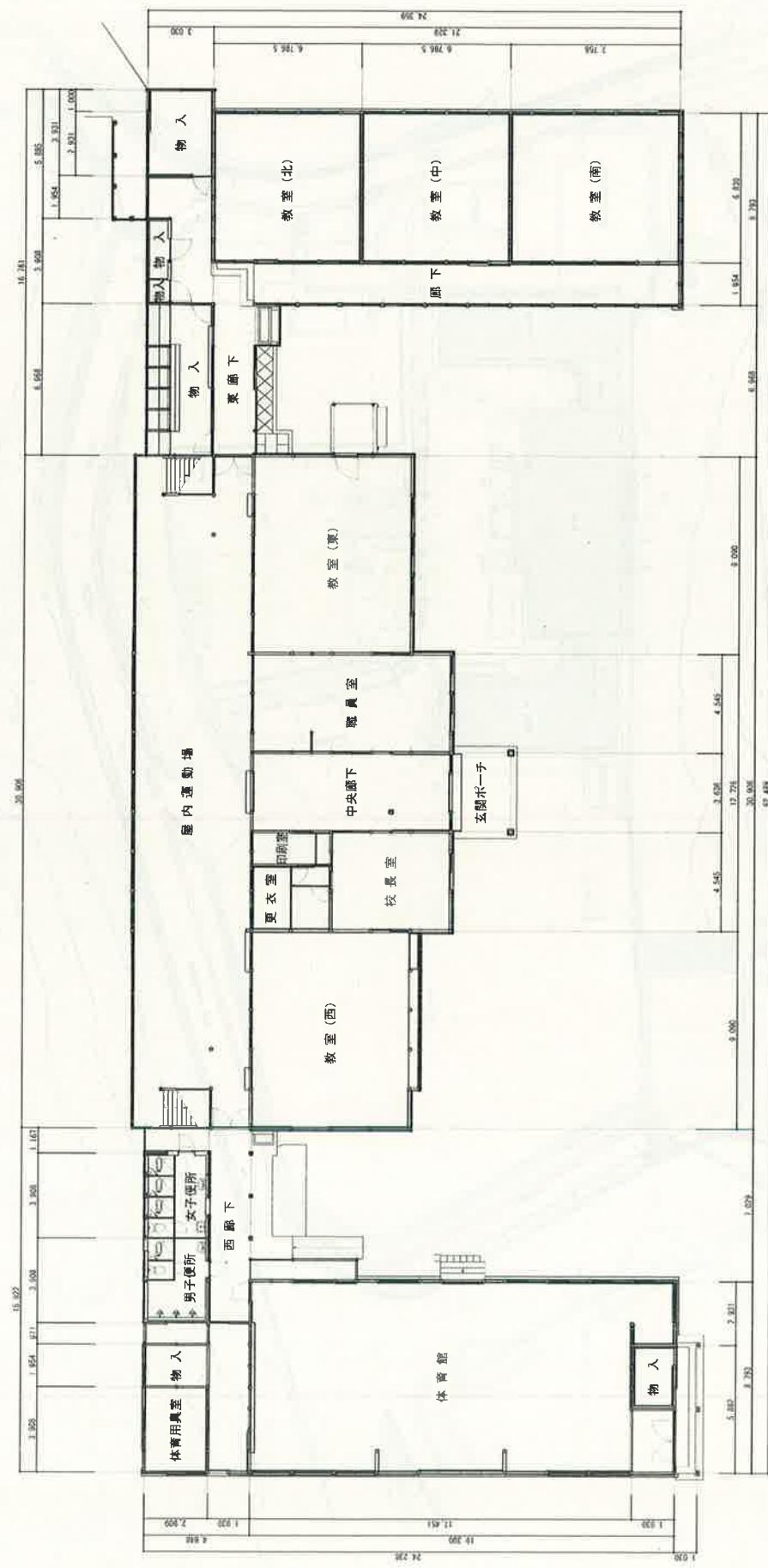
义 面

高安市重点文化项目山长学校建设规划图
高安市尹阳山文化底蕴区
附近景区图
比例尺

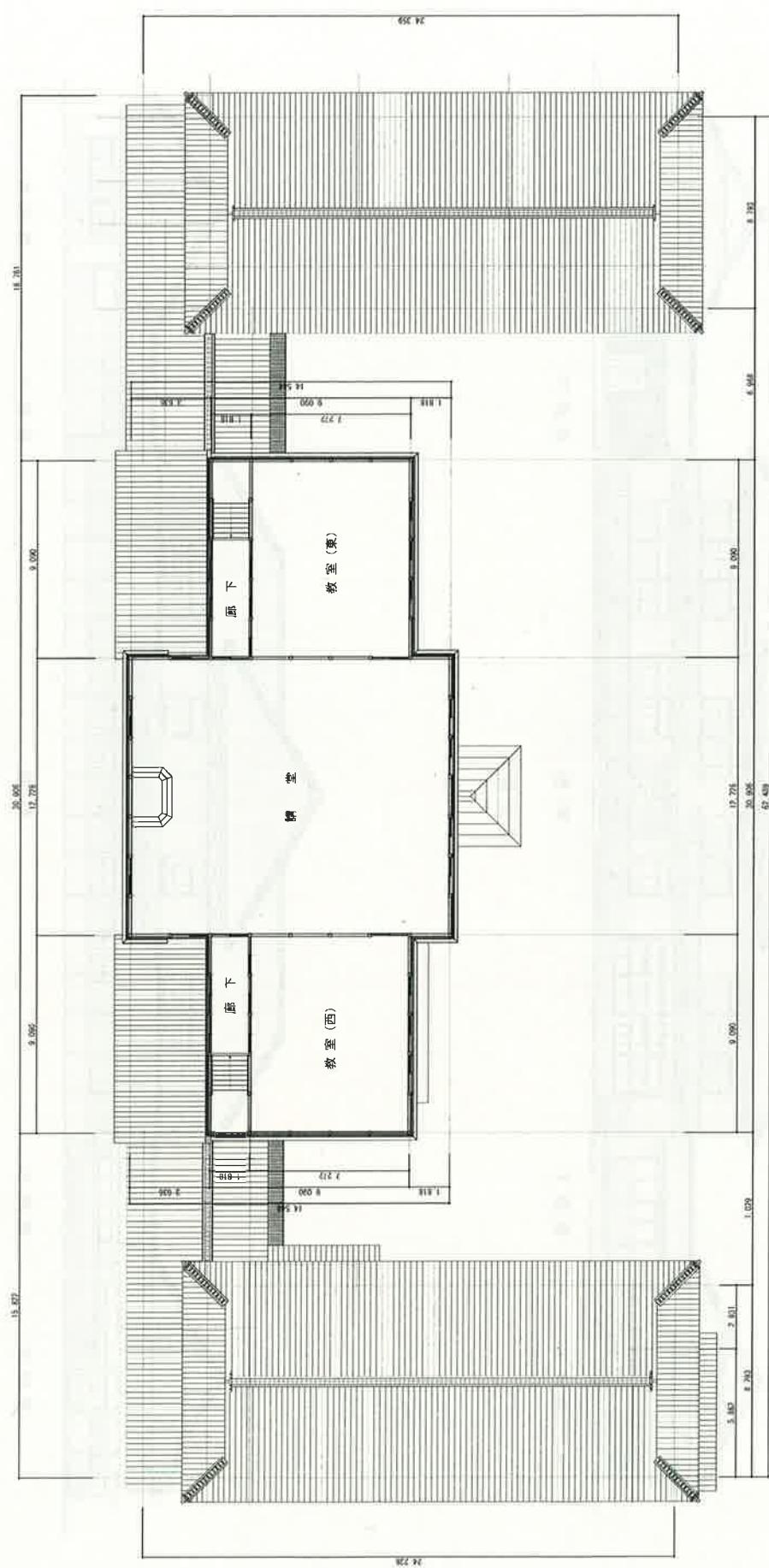


函山城文化財研究会
高安市消防本部
現状配図
縮尺

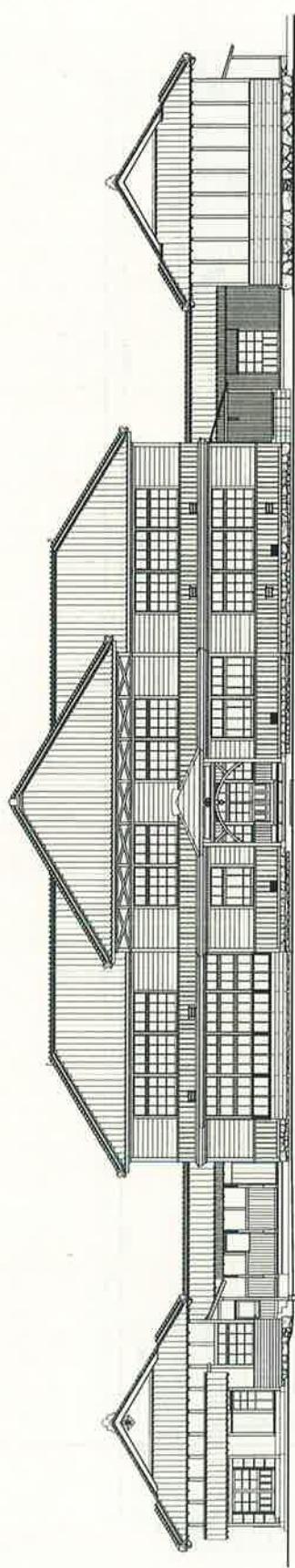




阳山镇定善文公小学建筑系图	高处示意图	地内
现状图	1:50平面图	比例尺
高 堡 市		

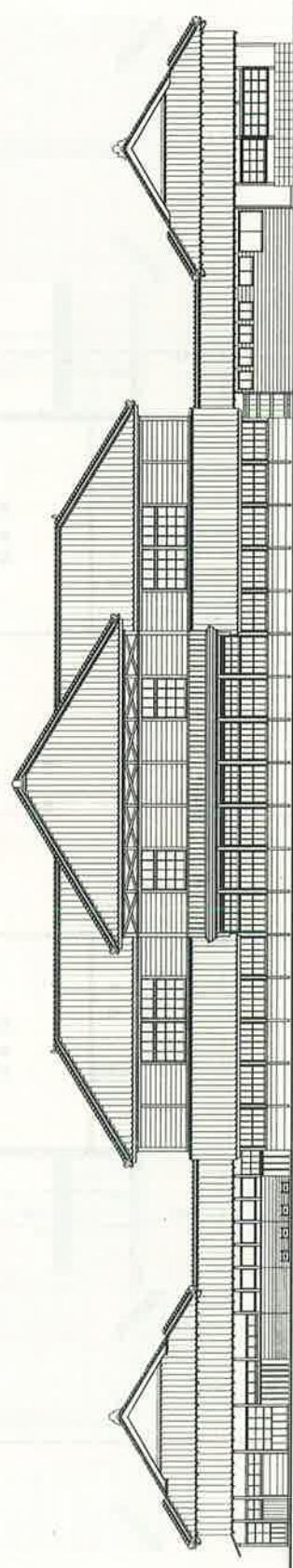


The diagram shows a rectangle representing the base of the pyramid. The top edge is labeled "底面周長 100 公尺" (Perimeter of the base 100 meters). The left side is labeled "底面面積 600 平方公尺" (Area of the base 600 square meters). The right side is labeled "底面邊長 20 公尺" (Side length of the base 20 meters). The bottom edge is labeled "底面邊長 20 公尺" (Side length of the base 20 meters). A diagonal line from the top-left corner to the bottom-right corner is labeled "斜坡長 25 公尺" (Length of the incline 25 meters).



本館
南立面圖

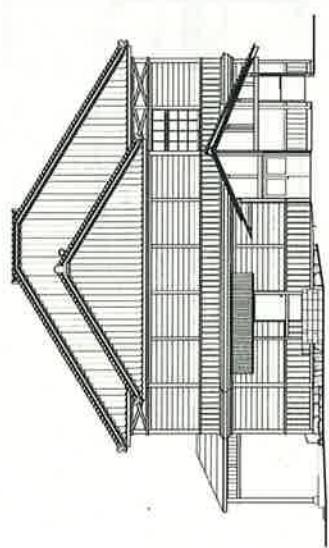
東廊下
東校舍



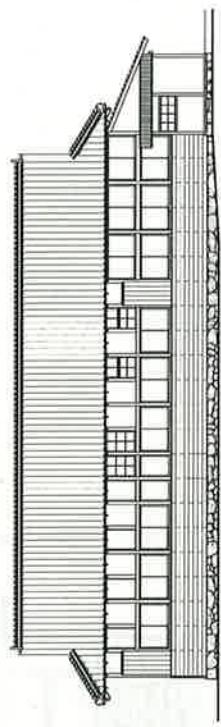
西廊下
東校舍

北立面圖

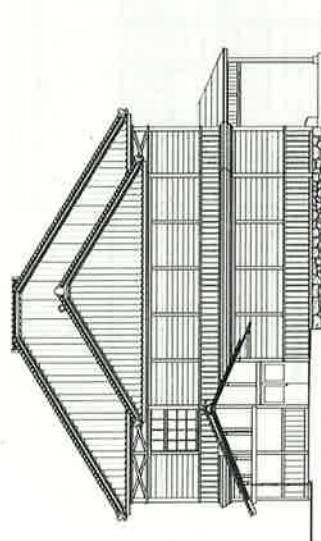
鞍山教育委员会	铁东区教育局	小学阶段教育管理工办
鞍山师范附属实验学校	实验学校内	
设计图	南北立面图·北立面图	A1
		比例尺
		鞍山市



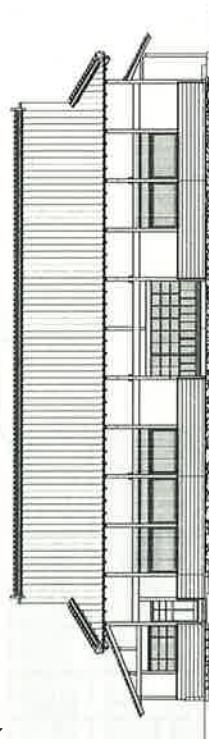
本館 東立面図



東校舎 東立面図



本館 西立面図

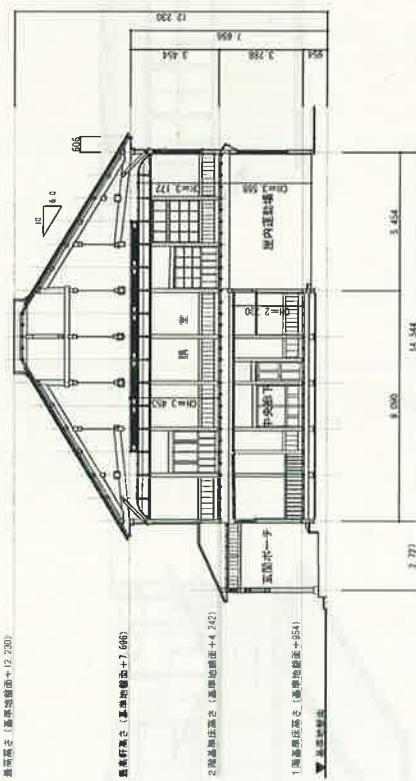
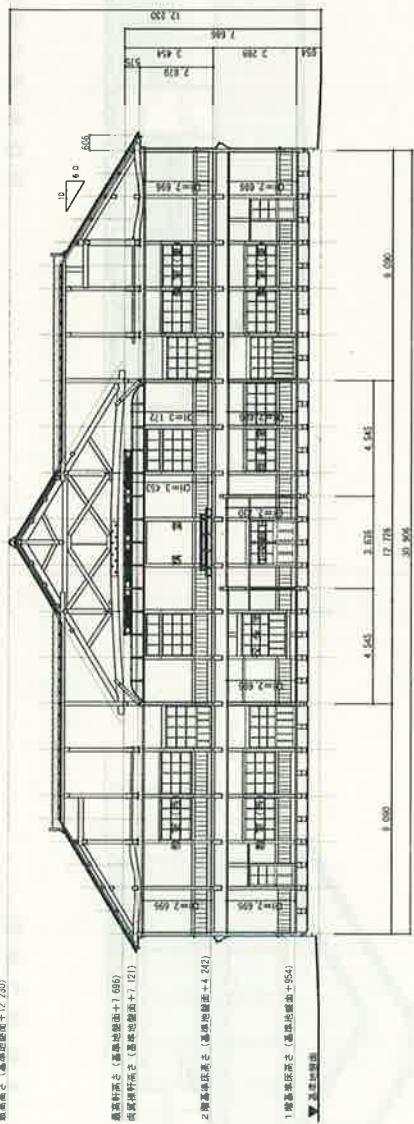


西校舎 西立面図

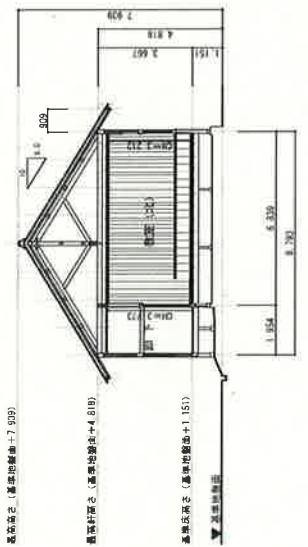
山梨県立農業文化創造センター	高安小学校 施設整備工事
高安小学校 施設整備工事	高安小学校 施設整備工事
現状図 黒立面図	現状図 黒立面図
縮尺	縮尺
高 厘 米	高 厘 米

新山縣指定重要文化財	現況圖
高麗市役所	本體斷面圖
	縮尺
	高麗市

東西斷面図



南北断面図

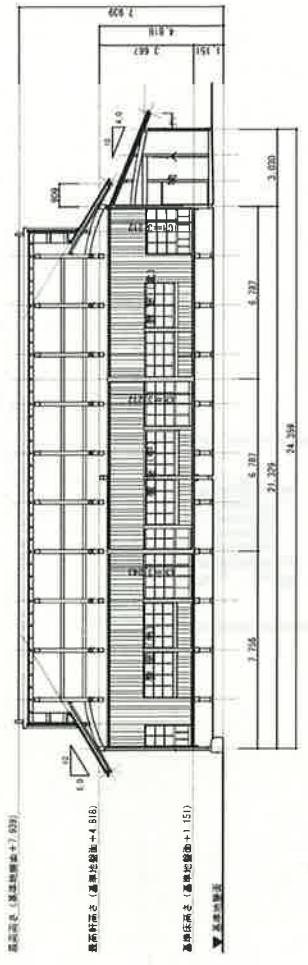


図面断間梁

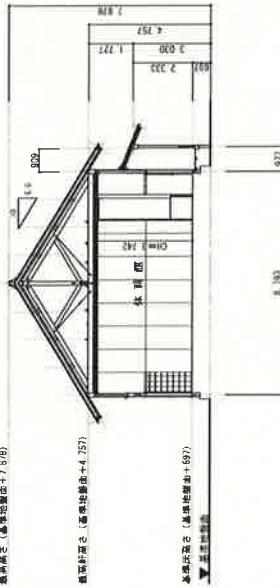


會校東

断行面図

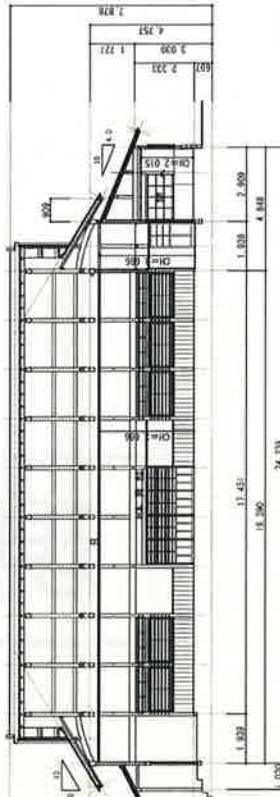


圖面斷間梁

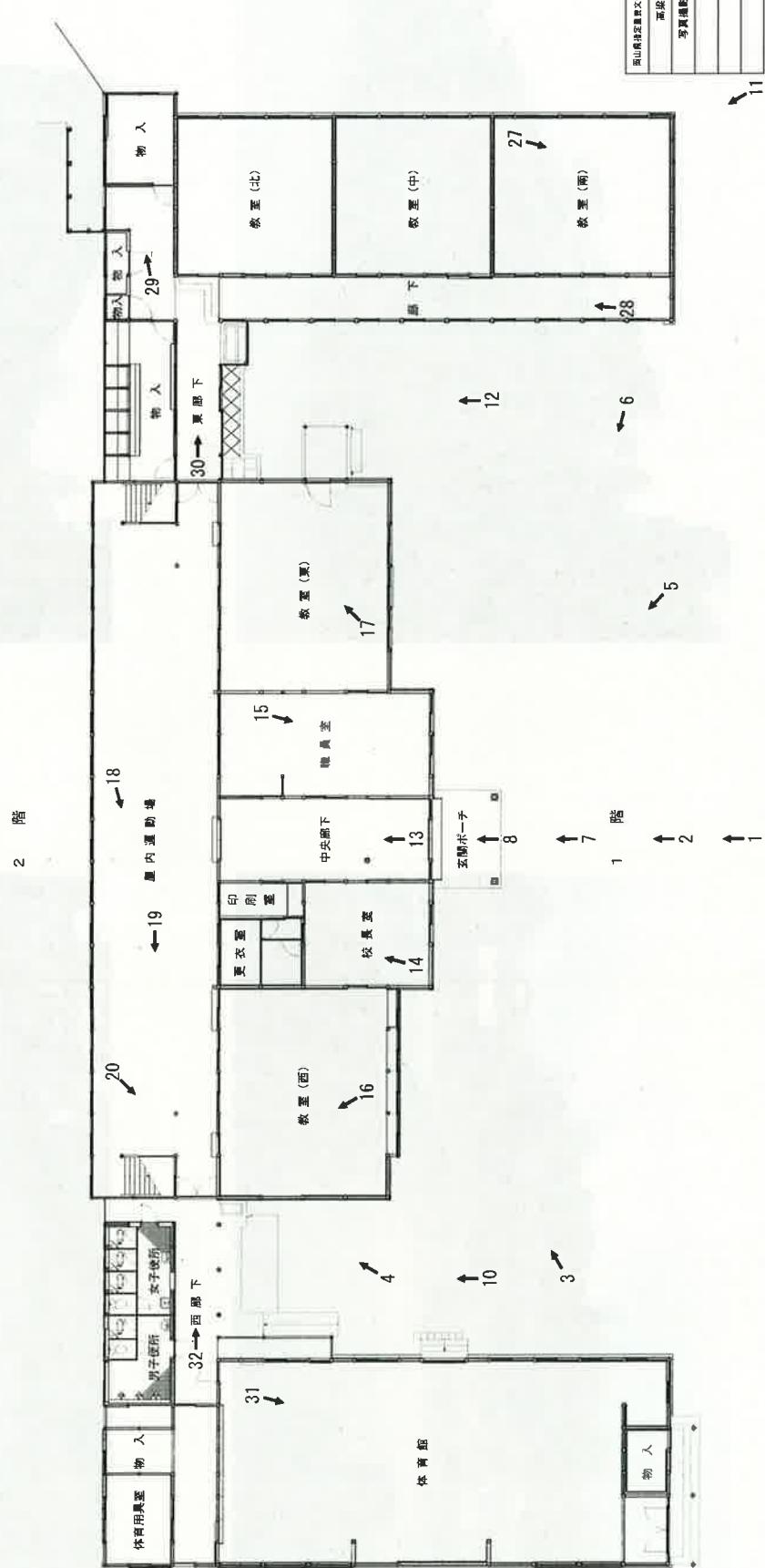
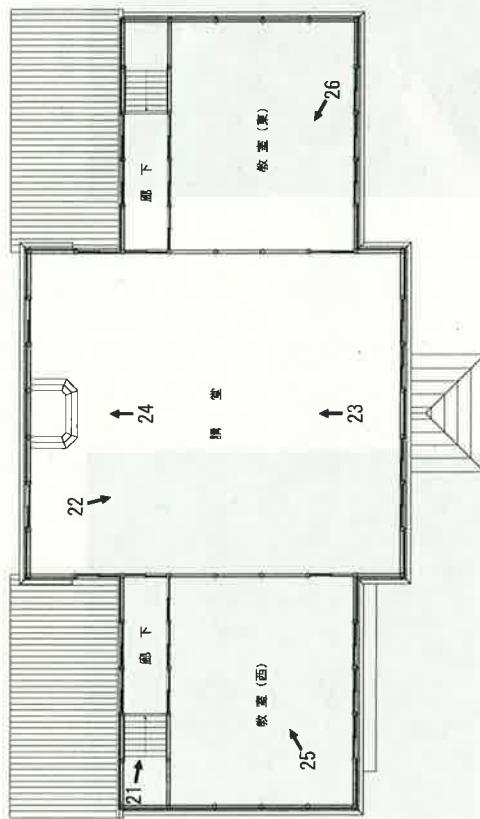


舍
校
西

図面断行析



現況写真





1 全 景 (南より見る)



3 本 館 正側面 (南西より見る)



2 本 館 正面 (南より見る)



4 本 館 西側面



7 本館 玄関ポーチ正面（南より見る）



8 本館 正面入口（南より見る）



5 本館 正側面（南東より見る）



6 本館及び西校舎（南東より見る）



11 東教室（南東より見る）



12 東廊下 南面



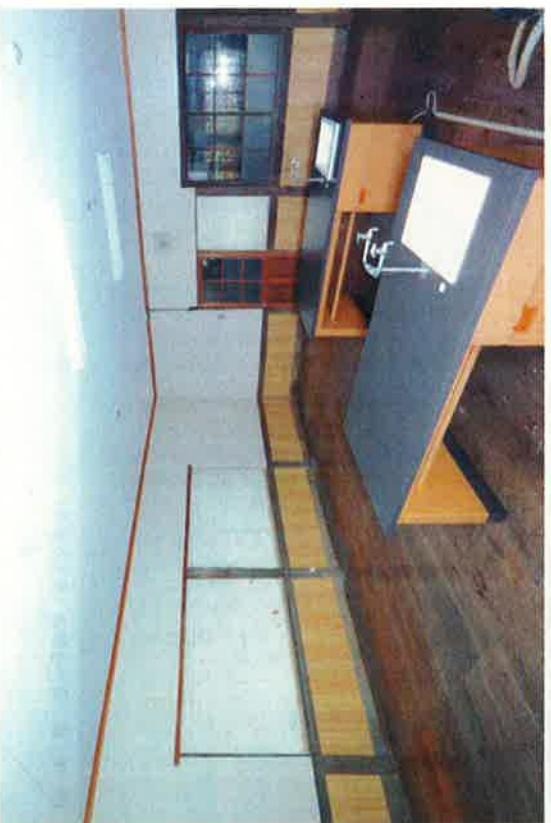
9 西教室 南正面



10 西廊下 南面



15 本館 職員室（北東より見る）



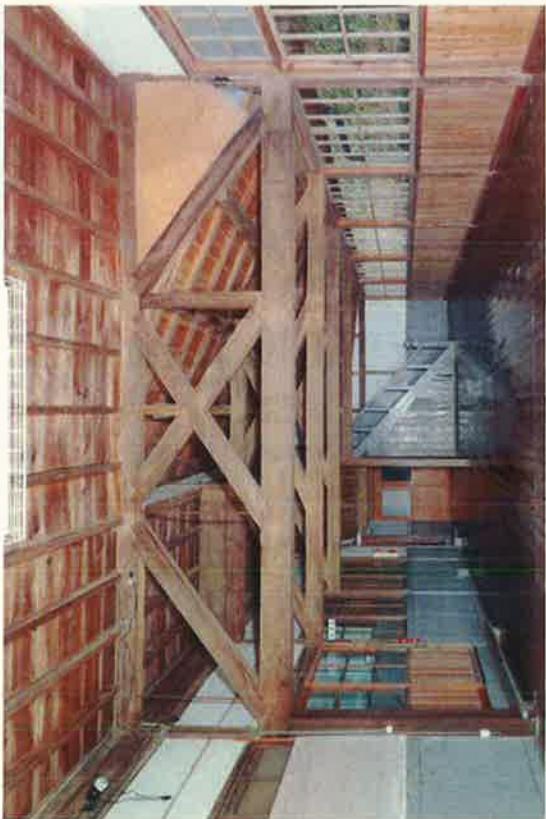
16 本館 1階教室（西）（南東より見る）



13 本館 中央廊下（南より見る）



14 本館 校長室（南西より見る）



19 本館 屋内運動場（東より見る）



20 本館 西階段1階



17 本館 1階教室（東）（南西より見る）



18 本館 屋内運動場（北東より見る）



23 本館 2階講堂（南より見る）



24 本館 2階講堂演台



21 本館 西階段及び2階廊下



22 本館 2階講堂（北西より見る）



27 東校舎 教室（南）（北東より見る）



28 東校舎 廊下
(南より見る)



25 本館 2階教室（西）（南西より見る）



26 本館 2階教室（東）（南東より見る）



31 西校舎 体育館（南より見る）
(西より見る)



32 西廊下（西より見る）



29 東校舎 北側下屋
(西より見る)



30 東廊下
(西より見る)

技術的助言

国住指第1号
平成26年4月1日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第1項第3号の規定により、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている指定文化財等のほか、古民家、武家屋敷、庄屋等の歴史的建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しないこととされており、「都市計画法及び建築基準法の一部の改正等について」（平成5年6月25日付け都計発第90号事務次官通知）、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け住指発第224号住宅局長通知）及び「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付住指発第225号・住街発第94号建築指導課長・市街地建築課長通知）においてこの扱いを定めているところである。

今般、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日 日本経済再生本部決定）（別紙1）を踏まえ、古民家等の歴史的建築物の保存活用に向け、制度の円滑化を図る観点から、法第3条第1項第3号の規定の運用に関して、下記のとおり通知する。

なお、今回の措置を有効に活用していただくため、本規定の適用の考え方について疑問があれば、国土交通省住宅局建築指導課に対しご相談いただきたい。

また、今後、全国で実施された本規定の適用事例を収集し全国に情報提供する予定であるので、事例提供にご協力いただくとともに、条例が定められた場合にあっては、その内容、手続き等について国土交通省住宅局建築指導課までご報告いただくようお願いする。

貴職におかれでは、貴管内の地方公共団体に対してもこの旨周知いただくようお願いする。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 法第3条第1項第3号の規定の適用に当たっては、歴史的建築物の保存活用が円滑に進むよう、地方公共団体が建築審査会の同意のための基準（以下「同意基準」という。）を定め、当該同意基準についてあらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、別途、地方公共団体に設ける歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等により構成される委員会等において個別の歴史的建築物について同意基準に適合することが認められた場合にあっては、建築審査会の個別の審査を経ずに、建築審査会の同意があつたものとみなすことができること。

2. 建築審査会における同意基準の策定に当たっては、地域における歴史的建築物の実情や要望、歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえて対応すること。

また、同意基準の内容としては、次のような事項を定めることが考えられること。

- i) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること。
- ii) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること。
- iii) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること。
- iv) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること。

3. 条例を定める地方公共団体が特定行政庁でない場合、特定行政庁である都道府県知事は、当該地方公共団体の意向を十分踏まえ対応すること。

なお、条例を定める地方公共団体が、特定行政庁である場合と特定行政庁でない場合のそれぞれの手続きの流れについて、別紙2のとおり整理したので参考にされたい。

耐震補強計画

平成27年3月5日

高梁市長 近藤 隆則 様

一般社団法人 岡山県建築士会
会長 藤井 義和



(一社) 岡山県建築士会 岡山県歴史的建造物委員会
「旧吹屋小学校構造関係」の審査について（回答）

平成26年12月2日付け高市教社第947号で依頼のあったこのことについて、一般社団法人岡山県歴史的建造物委員会（旧吹屋小学校構造関係）において審議した結果を別紙のとおり回答します。

旧吹屋小学校の保存活用における構造検討について

(1) 現況の性能について（審査資料①構造診断、②地盤調査資料、③図面一式）

妥当と考える

(2) 補強計画について（審査資料⑥補強計画（案4））

妥当と考える

(所見事項)

- ・本館補強案について、各階の応答変形角1階（剛心位置での変形角）は $1/15$ 以下に納まっているものの、1階各部柱の応答変形角は $1/15$ を超えており、本建物の建築年代、構法等、さらには活用後の用途を総合的に勘案すると、本補強案でもやむを得ないものと認め得るが、今後実施設計の段階で、各部柱の最大応答変形を、極めて稀に発生する地震動に対して修復可能な損傷に留めるレベルである $1/15$ 以下になるよう詳細を検討することが望ましいと考えます。
- ・応答変形角の検討だけでなく、実施設計段階では部材応力の検討も行ってください。
- ・外周基礎周りにおける現状の土台と基礎石の納まりに鑑み、修理時の土台と新設基礎とのアンカーボルト等による緊結方法について、既存基礎石の納まり・形状・構成を保全しながら、構造上及び意匠上有効な手法が実施されるよう、実施設計段階で検討願います。
- ・現状の土壁がいくらか負担していたと想定される断熱効果や遮音機能について、土壁撤去後、荒壁パネルに変更することから、同等の効果・機能を保持するように実施設計段階で検討することが望ましいと考えます。

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎 耐震補強計画

4. 入力地震動

耐震診断に用いる入力地震動は、木造軸組構造建物の耐震設計マニュアル編集委員会、『云縫構法を生かす木造耐震設計マニュアル 限界耐力計算による耐震設計・耐震補強設計法』、平成 16 年 3 月に基づき、解放工学的基盤で与えられる減衰率 $h=5\%$ における加速度応答スペクトル(図 1)を用いた。

2. 施工方法

診断は、建物の架構及び屋根の形状から、本館、東廊下・東校舎、西廊下・西校舎の 3 棟に区分して診断した。

それぞれの建物を等価な 1 質点系のモデルに置き換え、設定された地盤動の応答スペクトルとの関係から、等仙縫構法(限界耐力計算)により応答を求め、応答値が耐震性能目標値以下であることを確認する。

等仙縫構法に用いる建物の耐力は、梁脚および柱行方向の荷重-変形関係を、柔床構造の 3 次元立体モデルに置き換えて増分解析により算出した。

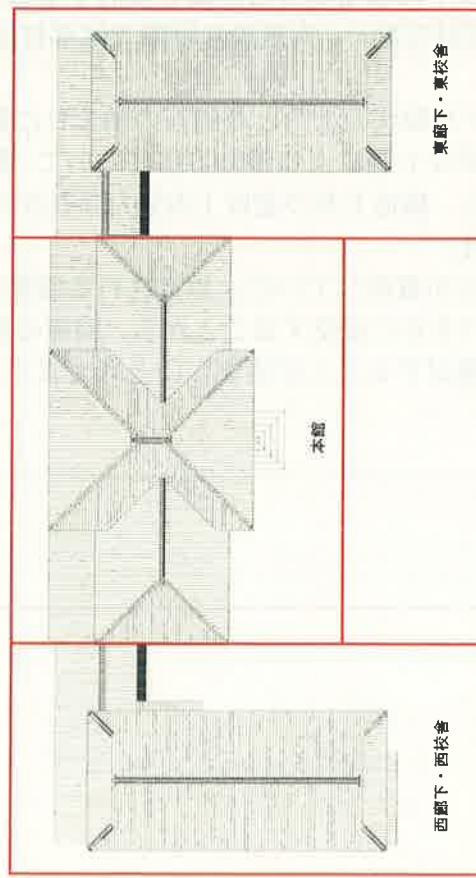


図 1 旧吹屋小学校校舎基礎図

3. 耐震性能目標値

本診断建物は、岡山県指定文化財に指定されていることから、耐震補強の方法は、文化財財産監修官が指針(※)に準拠し、耐震性能の目標値は、「伝統的構法の設計作成及び性能検証実験」検討委員会 HP 公開の平成 24 年度事業報告書・設計法集を参考に、標準地盤時(大地震動時)の 1 質点時の瞬間変形角を $1/20 \text{ rad}$ 以下、各部の最大瞬間変形角を $1/15 \text{ rad}$ 以下とする。

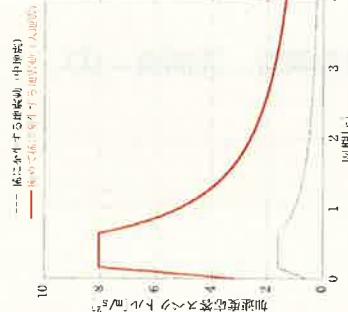


図 2 解放工学的基盤上の加速度応答スペクトル ($h=0.05$)
旧吹屋小学校地質調査より、吹屋小学校校舎の地盤種別は第一種地盤とする。(表 1)

表 1

ボーリングデータ No. 1	N 値	深度 H, m	層厚 d, m	せん断波速 V _s , m/s	せん断波速 V _s , m/s	単位体積重量 γ _r , t/m ³	せん断弹性係数 G, t/s ²
1 盛土(玉石混じり砂礫)	13	1.50	1.50	214.07	321.11	2.00	9340
2 盛土(粘土質砂礫)	5	4.00	2.50	146.07	331.44	2.00	4349
3 盛土(砂礫)	6			119.08		2.00	2890
4 盛土(砂礫)	5			157.12			5032
5 盛土(砂礫)	15			146.07			4349
6 盛土(砂礫)	5			226.68	952.31	2.00	10473
7 盛土(砂礫)	6			146.07			4349
8 盛土(砂礫)	10			157.12			5032
9 砂混じり粘土	3	10.57	1.00	192.75			7571
11 強風化片岩	38			133.05	133.05	1.60	2890
12 強風化片岩	28			356.18	356.18		22030
13 強風化片岩	21			31.10	31.10	1.70	17255
14 地盤(土質)	54			280.96	280.96		13707
15 風化片岩	60			21.0	388.43	1.90	29481
16 片岩(土質)	60	16.77	1.00	405.15	405.15	1.90	31777
基礎(土質的基盤)	-	-	-	405.15	405.15	1.90	-

○ 地盤の所見(地盤調査資料より抜粋)

スウェーデン式サウンディング試験より、本館南側で自然層が確認された。
人地震時ににおいて、地下水位(深度 6m)以深の盤上層で液状化の可能性がある。

(※) 文化庁の指針
文化庁文化財部、『重要文化財(建造物)耐震診断指針』、平成 11 年 4 月、平成 24 年 6 月改正
文化庁文化財部、『重要文化財(建造物)基礎診断実施要領』、平成 13 年 4 月、平成 21 年 6 月改正

6. 解析仮定

- 解析モデルはすべての節点変位が確認可能であり、全ての部材応力・変位が可能な立体制フレームモデルを採用した。
- 解析は、以下の計算ソフトを用いた。
任意形状立体フレームの塑性解析プログラム SNAP ver.6 (株式会社 構造システム)
- 解析の範囲は、基礎・1台レベルを0層、2階レベルを1層、2階桁・梁レベルを最上層の架構として扱つた。
- 原則として、小屋梁および床組も架構としてモデル化した。なお、モデル化が困難な母屋・小屋東屋根は荷重として扱つた。
- 各部材の架構モデルと剛性の概要是表2によつた。

表2 架構モデルと部材剛性概要

[仮定条件と解析方針]	
柱・梁・床・床	部材は健全と假定した。
土壁	全壁・垂柱・腰壁を剛性面取り評価した。
床板・床	木架構が床及び床の構造的た水平剛性を考慮した。
架構および部材のモデル化】	線形置換(線形部材とした)。
柱・貝・梁	線形置換(線形部材とした)。
土壁・板壁	フレース置換(垂壁・腰壁)
戸袋・床	フレース置換
柱頭	半剛(開柱はヒンとする。)
柱脚	半剛(開柱はヒンとする。)
兼用材	ヒン(凶作のせつてある所は半剛とする。)
床梁	半剛
小屋梁	ヒン
柱端条件、部材剛性、耐力の取扱い	めり込み理論(福山式)
柱・梁接合部	「重要文化財(建造物)耐震診断指針」、「木造住宅の耐震診断と補強方法」
土壁・板壁	「日本建築学会規範集」
屋根・床	「日本建築学会規範集」

7. 解析モデル図

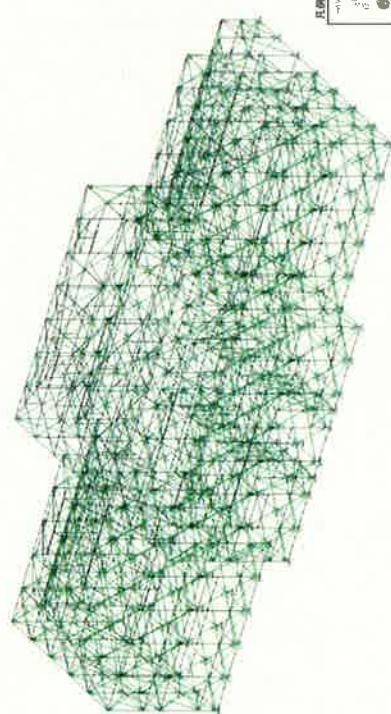


図3 解析モデル図 (本館)



西廊下・西校舎

西廊下・東校舎

西廊下・東校舎下

西校舎・西廊下

西校舎・東廊下

西校舎

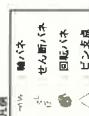
西校舎

西校舎

西校舎

表3 各棟の補強計画

補強方針	本館	西校舎	西廊下
①荷重の軽減	・找瓦上部を半剛とする。 ・屋根荷重を半剛下に移す。 ・西廊下は現状の半剛とする。 ・西校舎は現状の半剛とする。	・找瓦上部を半剛とする。 ・屋根荷重を半剛下に移す。 ・西廊下は現状の半剛とする。	・找瓦上部を半剛とする。
②建物耐力の確保	・2階の土壁(小舞壁)を荒壁ハネルに変更する。 ・土壁(小舞壁)は荒壁ハネルに変更する。	・土壁(小舞壁)は荒壁ハネルを人れる。	・土壁(小舞壁)は荒壁ハネルに変更する。 ・西校舎の天井裏および西廊下にし、当別の位置に荒壁(荒壁ハネル)を新設する。
③水平剛性の確保	・屋内運動場屋根面・2階床下・2階教室(西廊下)・2階教室(西廊下)の屋根面に水平滑面補強を施す。	・西校舎の天井裏および西廊下の屋根面に水平滑面補強を施す。	・東校舎の天井裏および西廊下の屋根面に水平滑面補強を施す。
④建物を安定させる	・基礎は全面ベータ基礎とする。	・基礎は全面ベータ基礎とする。	・基礎は全面ベータ基礎とする。
⑤その他			・後付けの水平アーチス及び滑込片合板の壁は全て撤去する。



旧吹屋小学校（本館）補強案

1. 補強方針

補強方針は、以下の①～④とする。（補強概略図参照）

①荷重の軽減

- 杉瓦土葺を空葺にする。
- 積載荷重を事務室（800N/m²）とし、2階部分は収容人員200人程度とする。
- 2階の土壁（小舞壁）を荒壁パネルに変更する。

②建物耐力の確保

- 土壁（小舞壁）は荒壁パネルに変更し、腰板壁に荒壁パネルを入れる。

③水平剛性の確保

- 屋内運動場屋根面・2階床下・2階教室（東西）天井裏・2階講堂屋根面に水平構面補強を施す。

④建物を安定させる

- 基礎は全面ベタ基礎とする。

2. 限界耐力計算結果

旧吹屋小学校本館において、建物を等価な1質点系モデルに置き換え、大地震動の応答スペクトルの関係から限界耐力計算により応答値を求めた。

また、各階の復元力特性は、補強方針に基づいて架構および部材をモデル化し、3次元疑似立體モデルを作成し、変位増分解析により算出した。

限界耐力計算による、各階の応答変形角を表1に示す。

表1 応答変形角

	方 向	
	X 方向	Y 方向
一質点時の応答変形角（現 状）	応答値なし	応答値なし
一質点時の応答変形角（補強後）	1/20	1/23
各階の応答変形角	2階	1/81
	1階	1/16
		1/64
		1/19

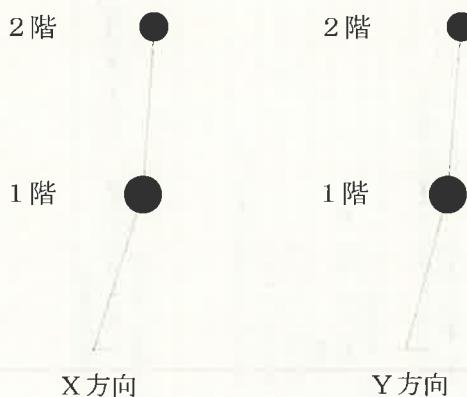
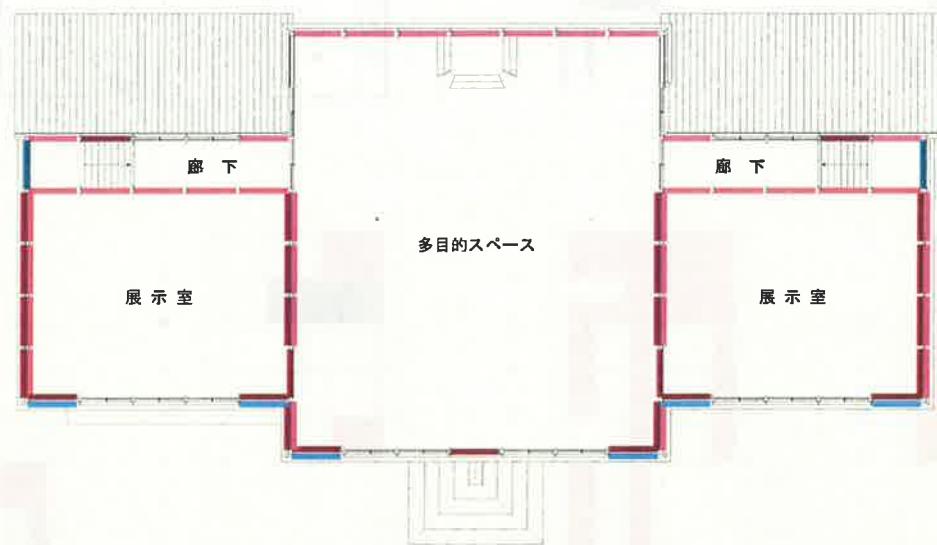


図1 各階応答変位モード図(拡大率5倍)

補強概略図－1（荒壁パネル配置 平面図）



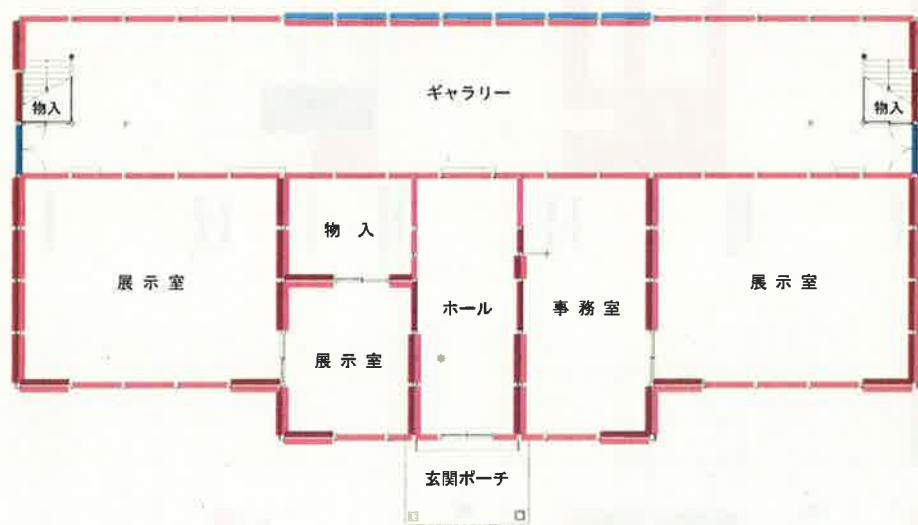
九八七六五四参式壹



なねつそれたよかわをるぬりちとへほにはろい

2階平面図

九八七六五四参式壹



なねつそれたよかわをるぬりちとへほにはろい

1階平面図

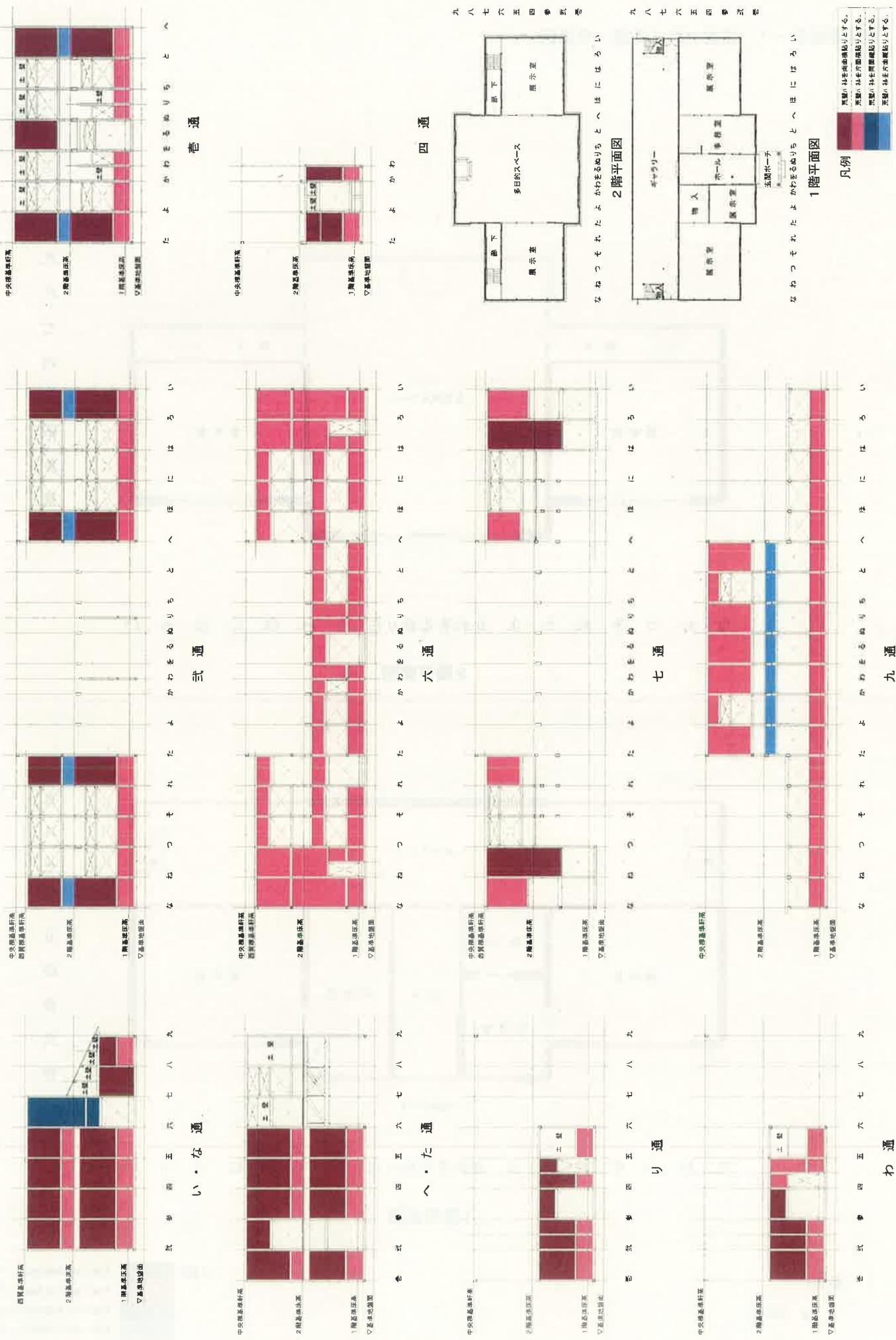
Y (梁間)

>X (桁行)

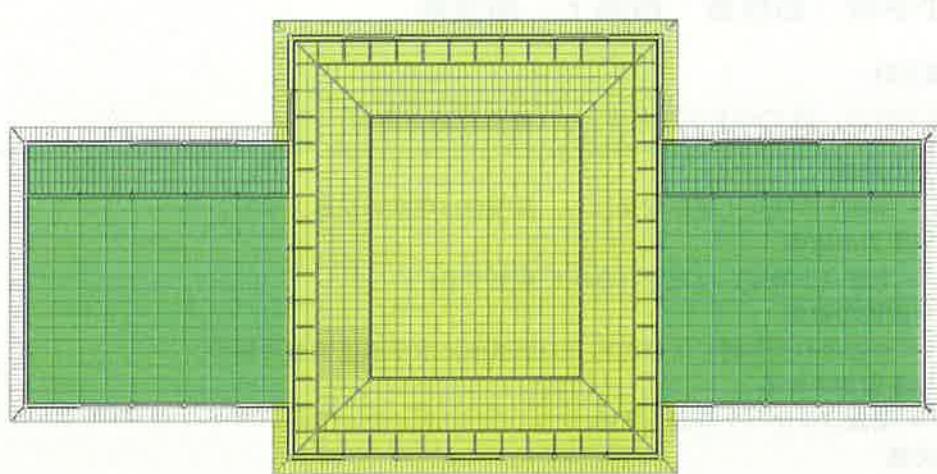
凡例

	荒壁パネルを両面横貼りとする。
	荒壁パネルを片面横貼りとする。
	荒壁パネルを両面縦貼りとする。
	荒壁パネルを片面縦貼りとする。

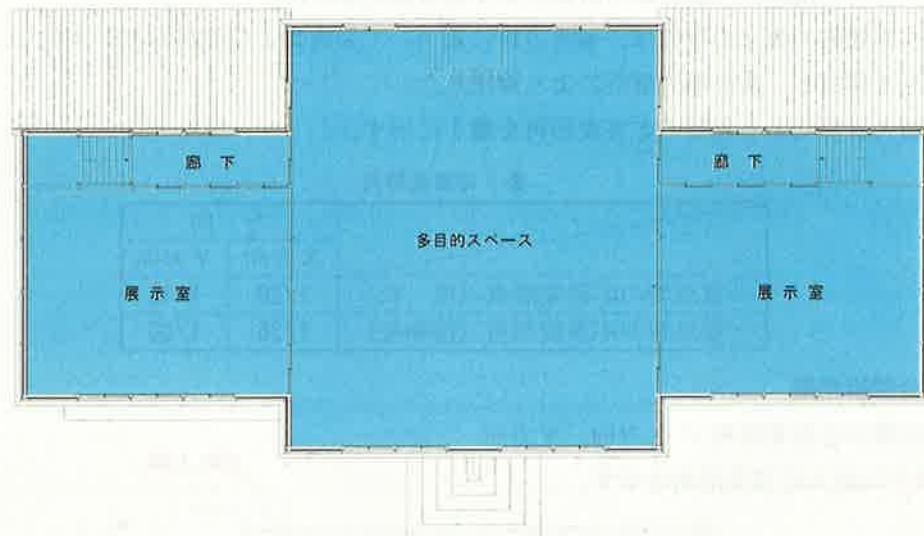
補強概略図一-2 (荒壁、ネル配置 軸組図)



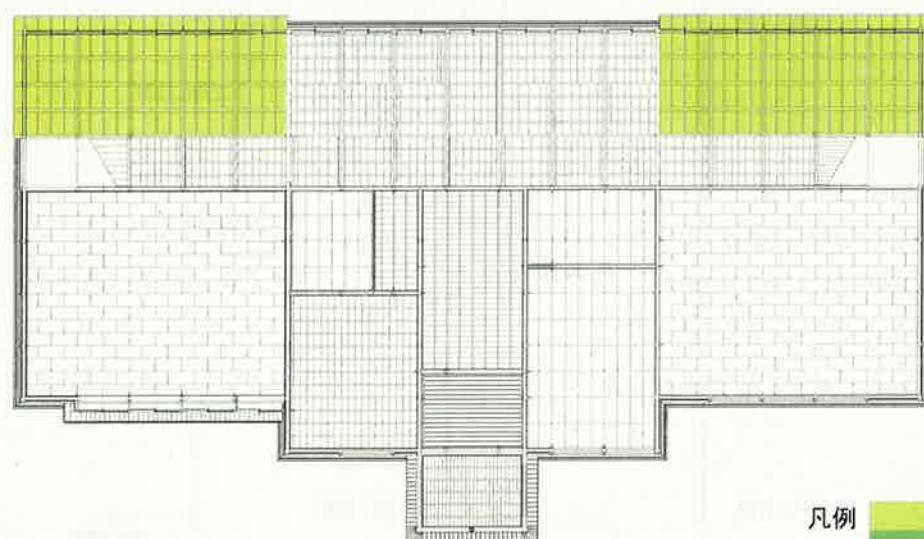
補強概略図一 3 (水平構面補強配置図)



2階天井伏図



2階平面図



Y (梁間)

X (桁行)

1階天井伏図

凡例

■	屋根面に構造用合板を貼る。
■	天井面に構造用合板を貼る。
■	床面に構造用合板を貼る。

旧吹屋小学校（西校舎・西廊下）補強案

1. 補強方針

補強方針は、以下の①～⑤とする。（補強概略図参照）

①荷重の軽減

→ 西廊下の棟瓦土葺を空葺にし、西校舎は現状の空葺とする。

②建物耐力の確保

→ 土壁（小舞壁）は荒壁パネルに変更する。

③水平剛性の確保

→ 西校舎の天井裏および西廊下の屋根面に水平構面補強を施す。

④建物を安定させる

→ 基礎は全面ベタ基礎とする。

⑤その他

→ 後補材の水平プレース及び構造用合板の壁は全て撤去する。

2. 限界耐力計算結果

旧吹屋小学校西校舎・西廊下において、建物を等価な1質点系モデルに置き換え、大地震動の応答スペクトルの関係から限界耐力計算により応答値を求めた。

また、本建物の復元力特性は、補強方針に基づいて架構および部材をモデル化し、3次元疑似立体モデルを作成し、変位増分解析により算出した。

限界耐力計算による各階の応答変形角を表1に示す。

表1 応答変形角

	方 向	
	X 方向	Y 方向
一質点時の応答変形角（現 状）	1/20	1/16
一質点時の応答変形角（補強後）	1/26	1/30

3. 増分解析結果

各柱位置の応答変形角 = X 方向, Y 方向

※ 赤字は最大応答変形角を示す。



図略概強補

This architectural floor plan illustrates the layout of the Nippon Seinenkai building. The plan includes several sections labeled in Japanese:

- 西便室** (West Side Room): Located at the top left.
- 物入** (Storage): A large room on the far right.
- 通** (Hall): A central corridor connecting various parts of the building.
- 便所** (Toilet): Multiple toilet facilities are indicated throughout the plan.
- 多目的室** (Multi-Purpose Room): A room located near the entrance.
- 男子便所** (Men's Toilet): A specific room for men's toilets.
- 女子便所** (Women's Toilet): A specific room for women's toilets.
- 西廊下** (West廊下) (West Hallway): A hallway running along the west side of the building.
- 土間** (Tsunami): Rooms labeled with this term are typically used as storage or utility spaces.
- 西吹き会場** (West Blowing Performance Hall): A large hall on the west side.
- 吹き会場兼座席** (Performance Hall and Seats): A room with seating arrangements.
- 吹き会場兼反戻** (Performance Hall and Return): Another room with seating arrangements.
- 吹き会場兼他用** (Performance Hall and Other Uses): A room with various functional areas.
- 吹き会場兼新規** (Performance Hall and New Rules): A room with new rules or regulations.
- 吹き会場兼反戻** (Performance Hall and Return): A room with seating arrangements.

The plan also features a legend at the bottom right:

西吹き会場兼新規
吹き会場兼反戻

The image shows a detailed architectural floor plan of a building. The plan includes a legend at the bottom right indicating room types: '土間' (Tsunagi - porch), '土間。土間' (Tsunagi. Tsunagi), '土間。土間。土間' (Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi), '土間。土間。土間。土間' (Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi), '土間。土間。土間。土間。土間' (Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi), '土間。土間。土間。土間。土間。土間' (Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi. Tsunagi), and '土間' (Tsunagi). A cross-section diagram on the right side shows wall thicknesses of 25, 20, and 15 cm, along with labels for '下地' (furring), '柱' (column), '基礎' (foundation), and '下地下土を上に' (furring over the ground).

例題 二十二
天井面に複数個合板を並べて張る場合、各合板の間に隙間を設けると、隙間の大きさによっては、天井面に張り付く合板の枚数が決まる。たとえば、天井面の寸法が、縦 1000mm、横 1000mm の場合、各合板の寸法が、縦 990mm、横 990mm の場合、隙間を 10mm とするとき、天井面に張り付く合板の枚数は、縦 10 枚、横 10 枚で、合計 100 枚となる。

三三

—X (析行)

The image shows a detailed architectural floor plan of a modern building. The main structure is a long, rectangular building with a light gray roof. To the left, there is a smaller, two-story section with a green roof. This section features a large, open ground floor and a second floor with several rooms. A central entrance area with a white roof connects the two parts. The entire plan is set against a background of a city skyline with various buildings and landmarks.

工井作業

旧吹屋小学校（東校舎・東廊下）補強案

1. 補強方針

補強方針は、以下の①～⑤とする。（補強概略図参照）

①荷重の軽減

→ 桟瓦土葺を空葺にする。

②建物耐力の確保

→ 部材の痕跡及び古写真を参考にし、当初の位置に東校舎桁行方向の壁（荒壁パネル）を新設する。
→ 東校舎の既存間仕切壁（後補）を撤去し、当初の位置に間仕切壁（荒壁パネル）を新設する。
→ 土壁（小舞壁）は荒壁パネルに変更する。

③水平剛性の確保

→ 東校舎の天井裏および東廊下の屋根面に水平構面補強を施す。

④建物を安定させる

→ 基礎は全面ベタ基礎とする。

2. 限界耐力計算結果

旧吹屋小学校東校舎・東廊下において、建物を等価な1質点系モデルに置き換え、大地震動の応答スペクトルの関係から限界耐力計算により応答値を求めた。

また、本建物の復元力特性は、補強方針に基づいて、架構および部材をモデル化し、3次元疑似立体モデルを作成し、変位増分解析により算出した。

限界耐力計算による、各階の応答変形角を表1に示す。

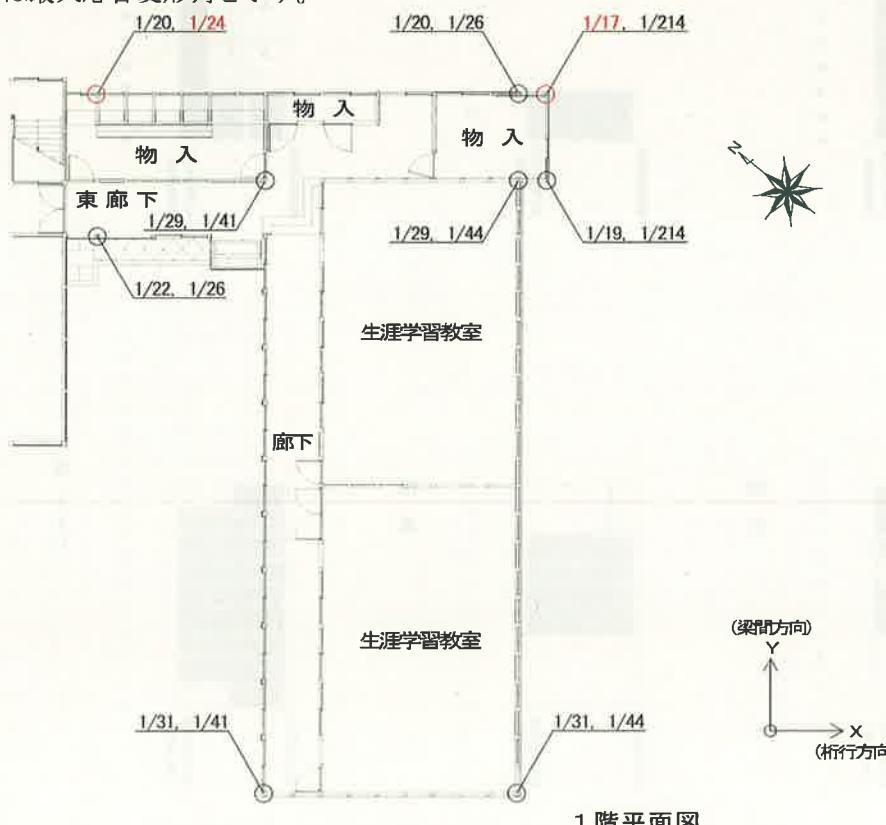
表1 応答変形角

	方 向	
	X 方向	Y 方向
一質点時の応答変形角（現 状）	1/12	1/18
一質点時の応答変形角（補強後）	1/27	1/31

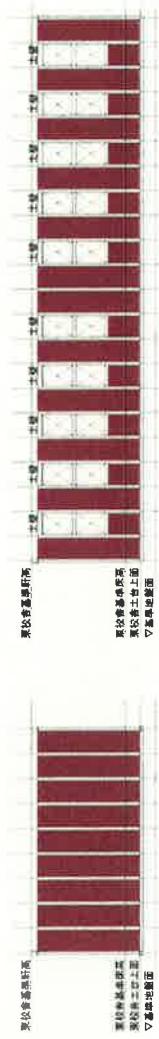
3. 増分解析結果

各柱位置の応答変形角 = X 方向, Y 方向

※ 赤字は最大応答変形角を示す。

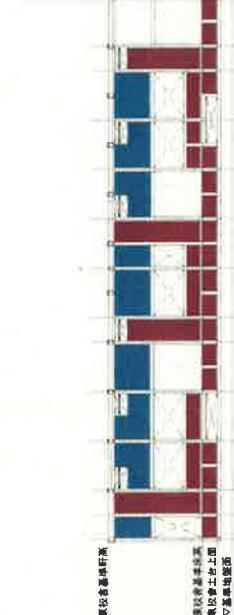


1階平面図



ぬりちらとへほにはろい

毫通



ぬりちらとへほにはろい

十二通



ぬりちらとへほにはろい

十二通



たよかわをるぬりちらとへほにはろい又

二十三通



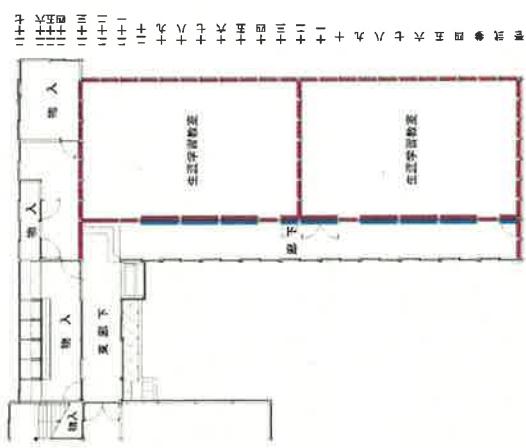
ぬりちらとへほにはろい

毫通



ぬりちらとへほにはろい

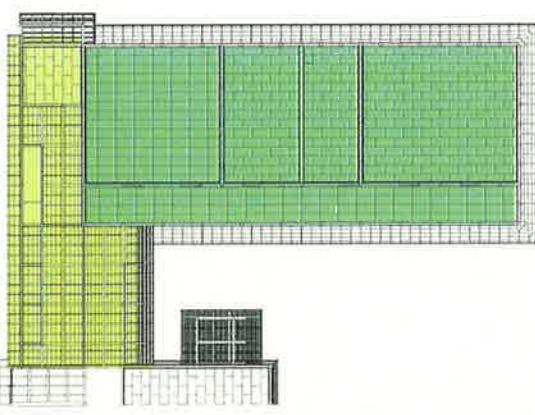
毫通



Y (梁間)

X (析行)

平面図



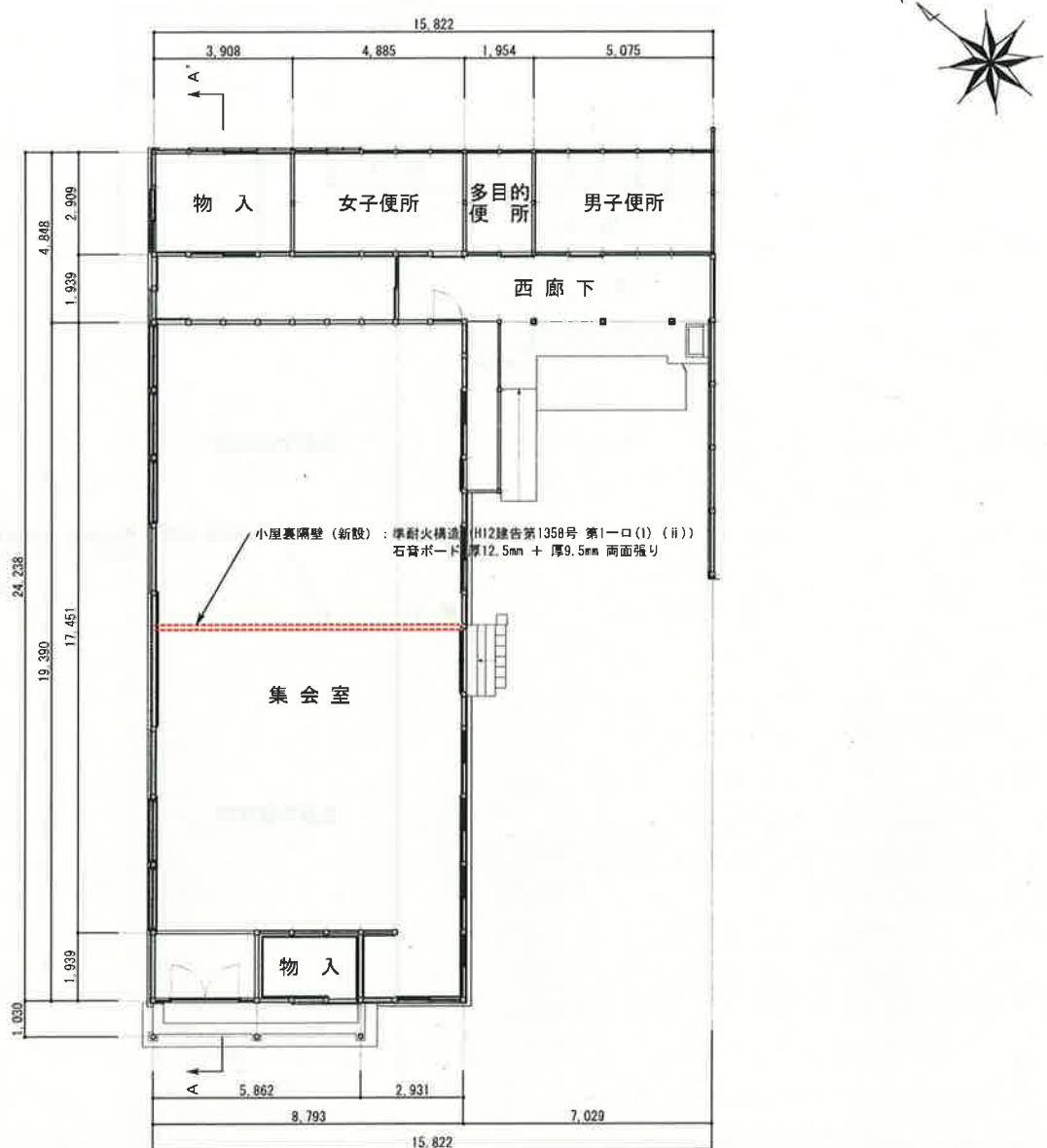
平面図

凡例

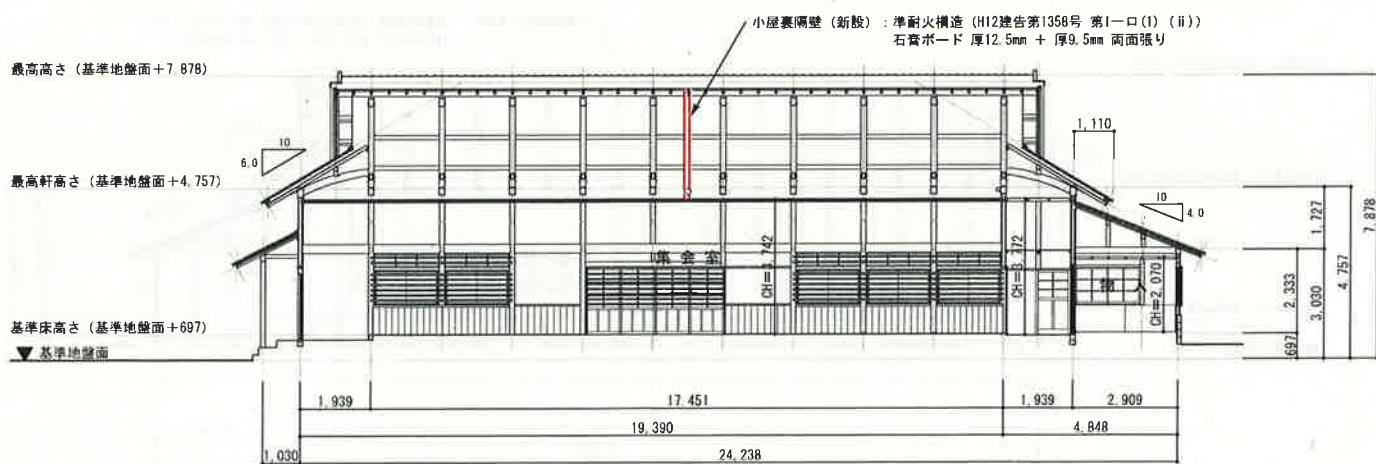
- 天井面
- 壁面
- 土壁
- 土間
- 開口部

天井伏図

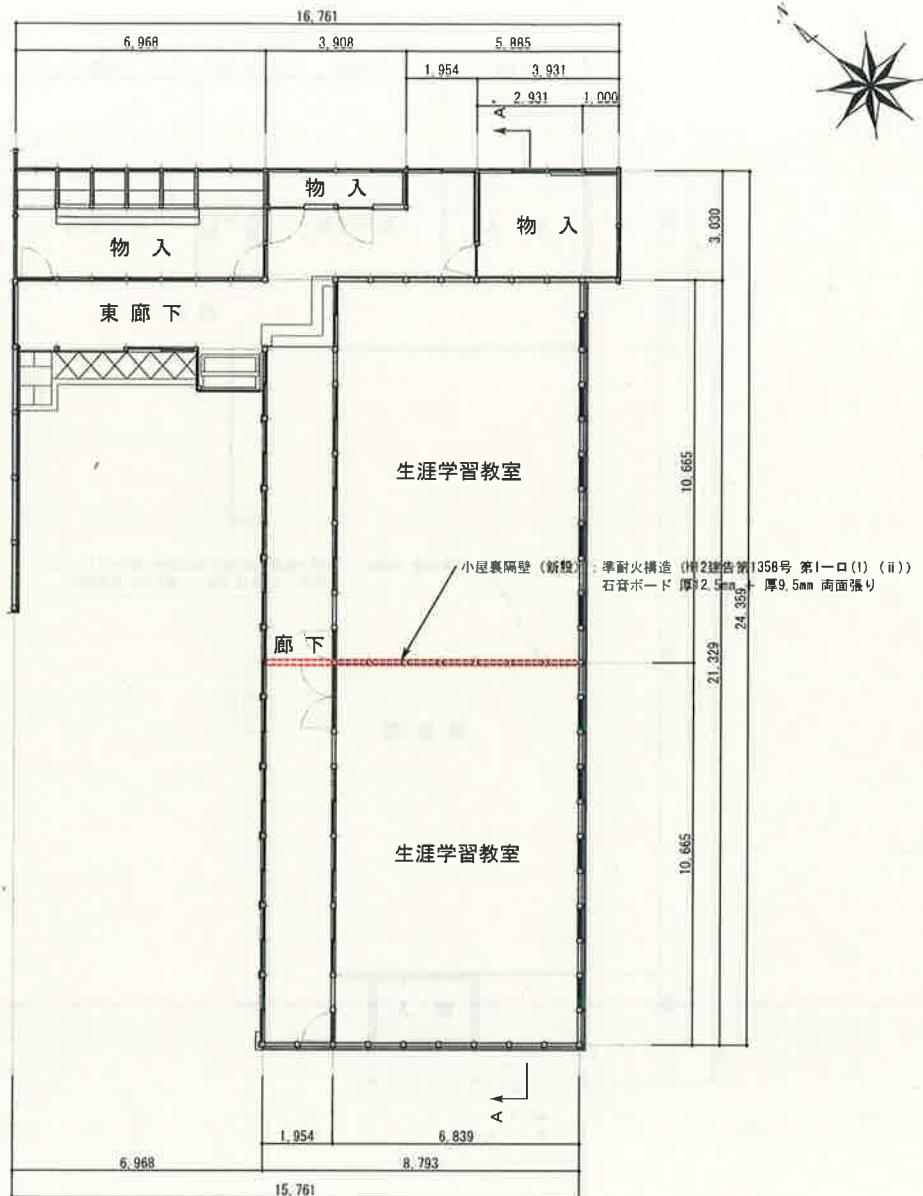
小屋裏隔壁



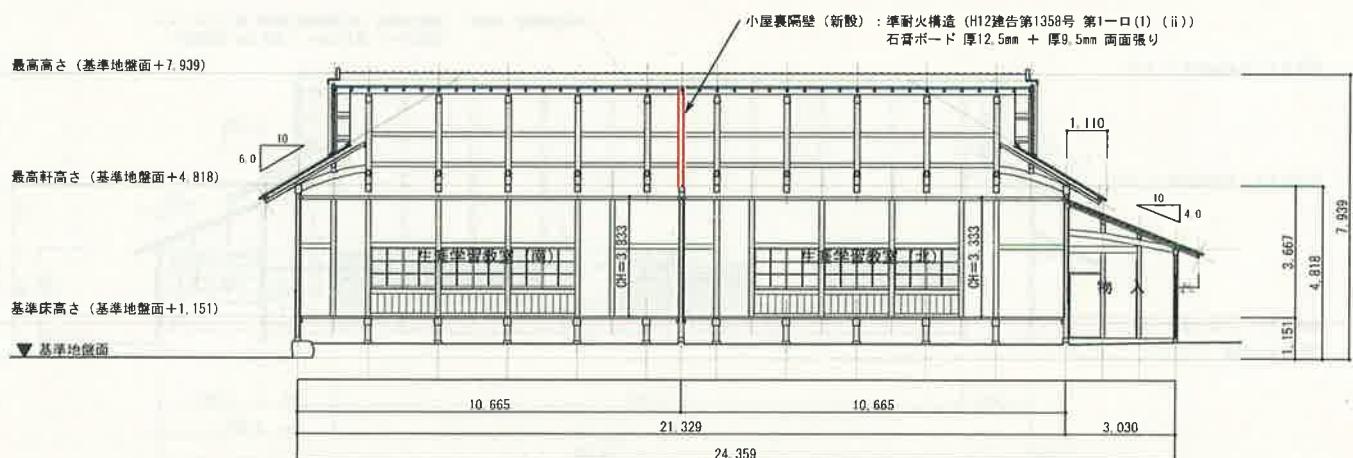
西校舎（集会場）平面図



西校舎（集会場）A-A'断面図

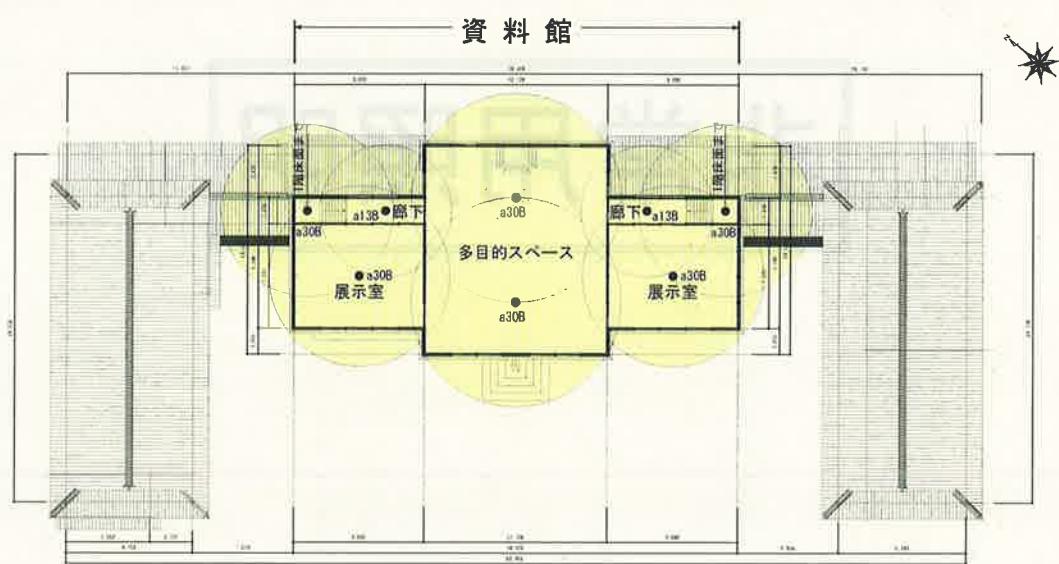
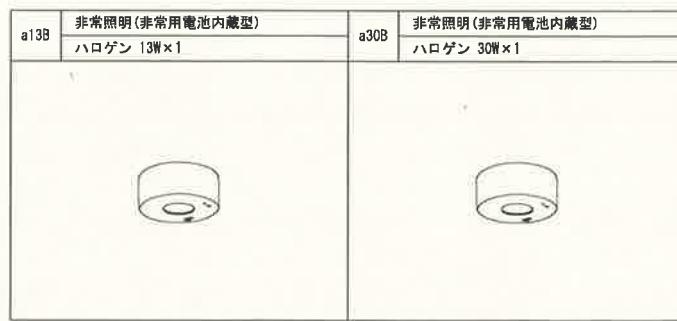


東校舎（生涯学習施設）平面図

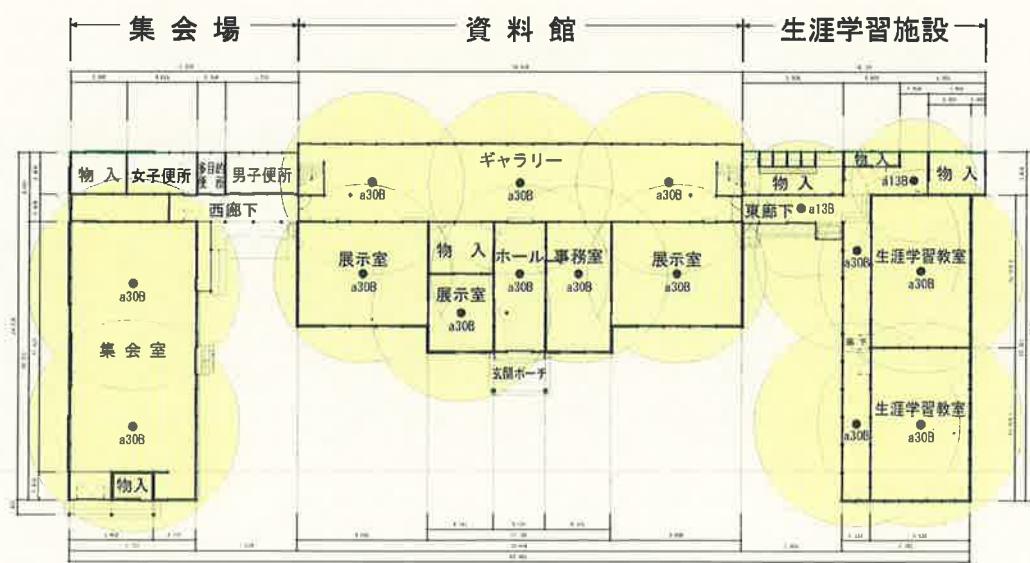


東校舎（生涯学習施設）A-A'断面図

非常用照明



2階平面図（計画図）



1階平面図（計画図）

資料 2

岡山県建築審査会資料
(報告案件)

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可
(日影による中高層の建築物の高さの制限)

平成26年9月1日～平成27年2月28日

報告案件

1 日影による中高層の建築物の高さの制限の概要

住居系及び住居混在系用途地域に立地する中高層建築物が、周囲の土地に生じさせる日影を制限し、良好な居住環境を確保するものである。

ただし、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合、適用が除外される。

2 許可案件

申請者：浅口市長 栗山康彦

地名地番：浅口市金光町占見新田288-1 他15筆

工事内容：小学校・幼稚園敷地に学童保育園舎を増築

抵触事項：第二種住居地域内に建つ既存小学校校舎が、敷地北側の道路中心から5mを超えて10m以内の範囲に5時間以上の影を落とす。

許可理由：今回の申請は、既存不適格日影のある建築物の敷地における増築であり、増築により不適格日影が現況より増加しないため許可したもの。

3 報告案件（一括処理）とした理由

岡山県建築審査会同意一括処理基準において、諮問案件のうち軽微なもの通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として一括処理できる範囲を規定している。

また、今回の申請は、適用範囲を定める同基準第3第1項に該当するため、一括処理としたもの。

【岡山県建築審査会同意一括処理基準】

第1～第2 略

第3（適用範囲）

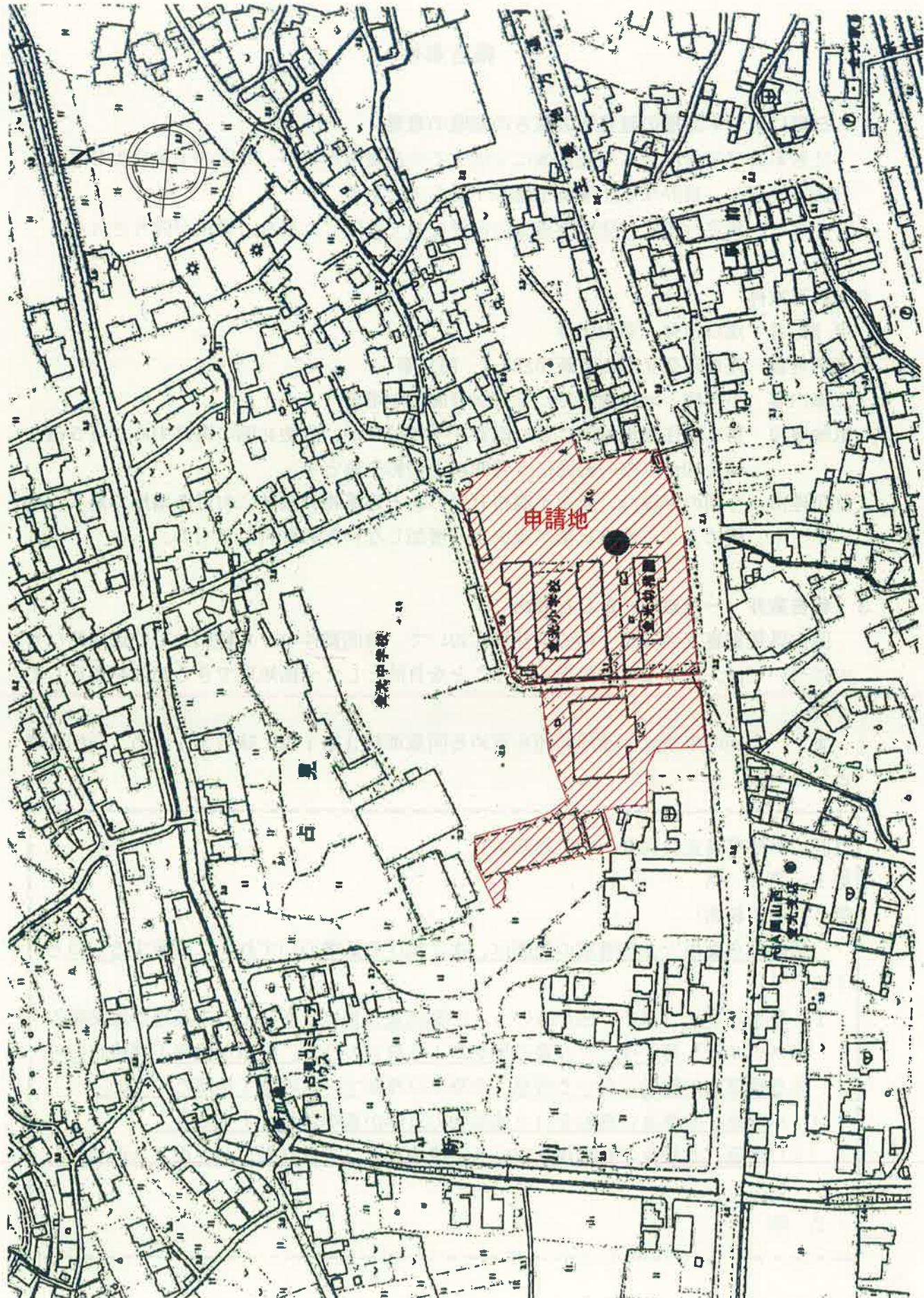
一括処理を適用できる事案の範囲は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

1 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）第1項ただし書の規定による許可のうち、軽微な既存不適格日影のある建築物の敷地における増築、改築及び移転で、次の全てを満たすもの。

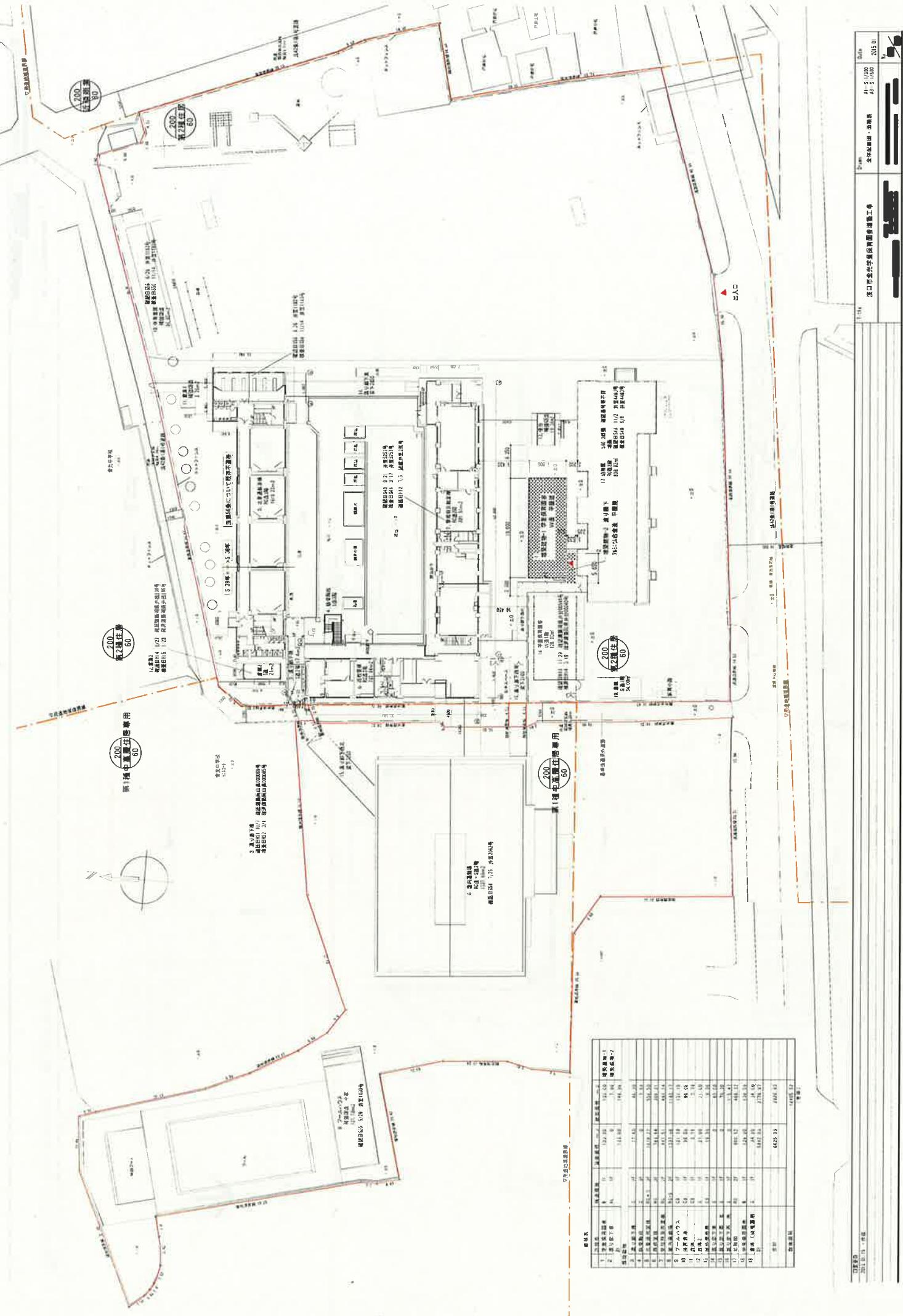
（1）増築、改築及び移転を行う建築物の日影が基準に適合すること。

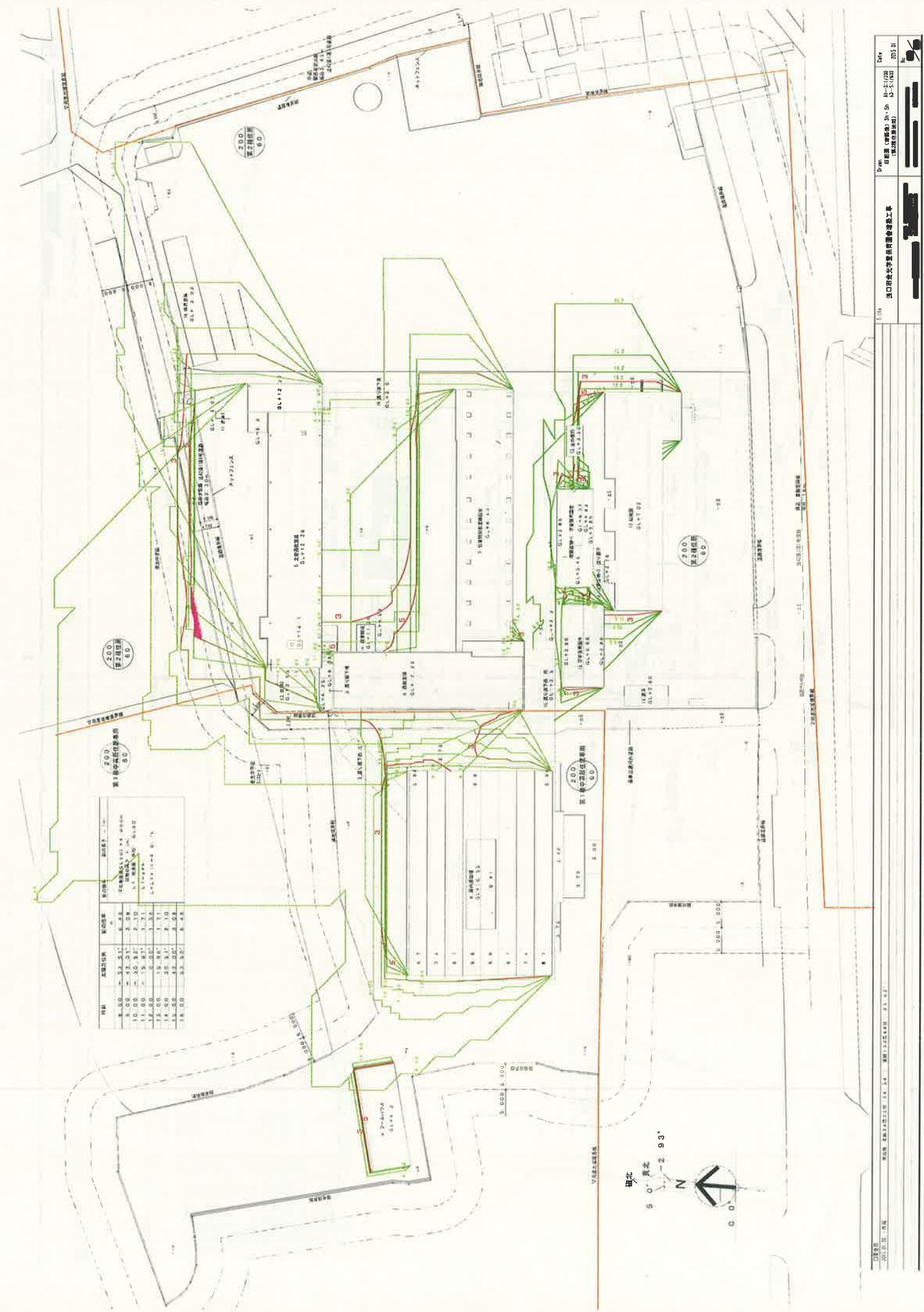
（2）増築、改築及び移転後における不適格日影（複合日影）が現況より増加しないもの。

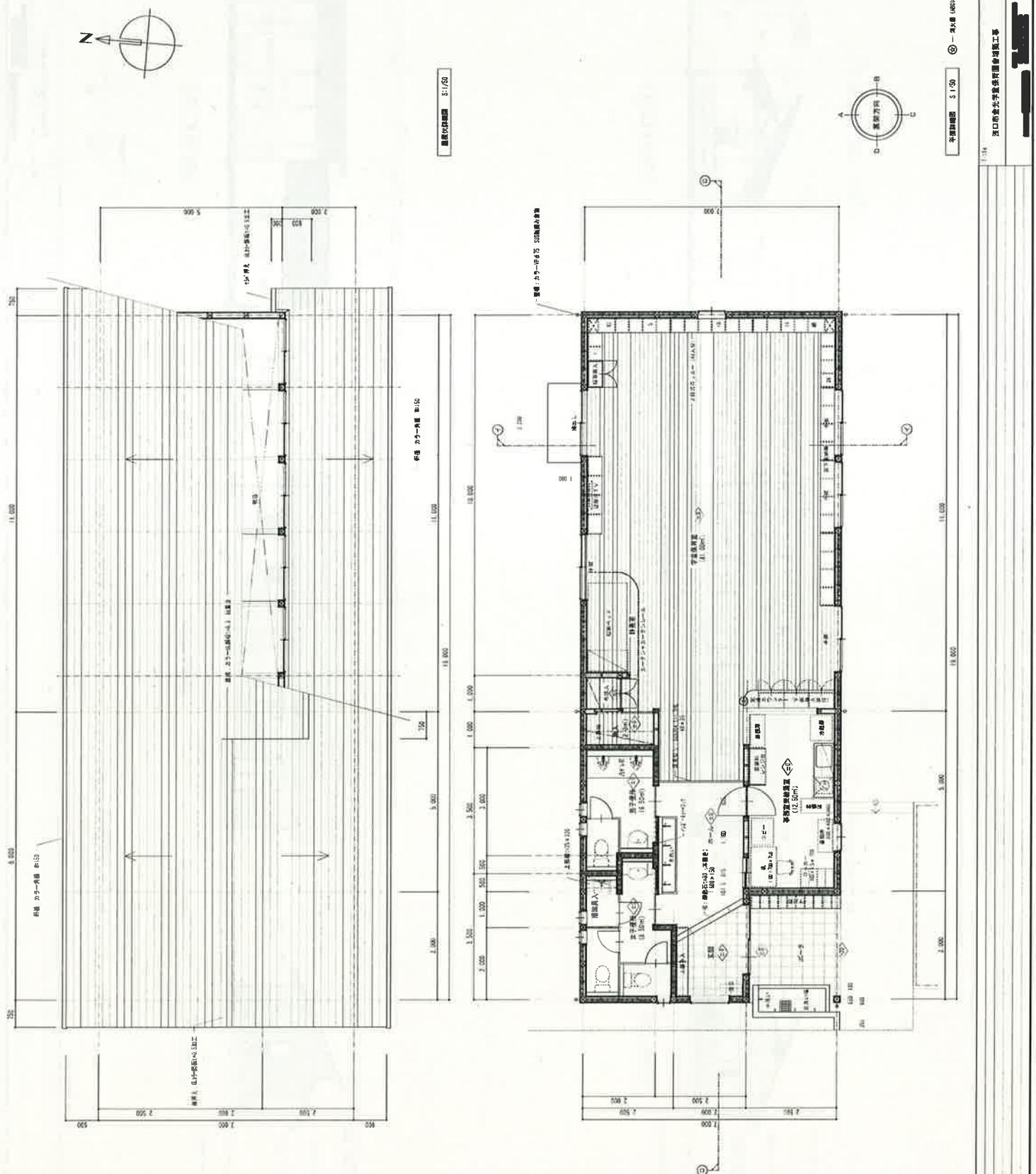
2 略

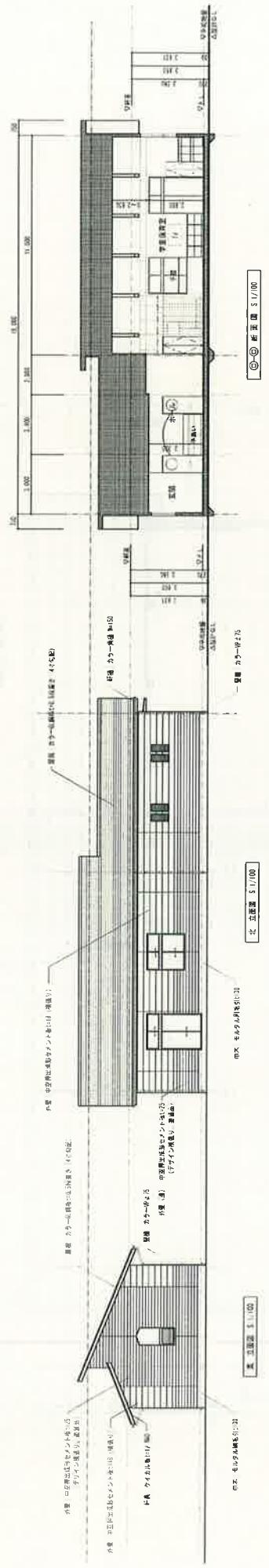
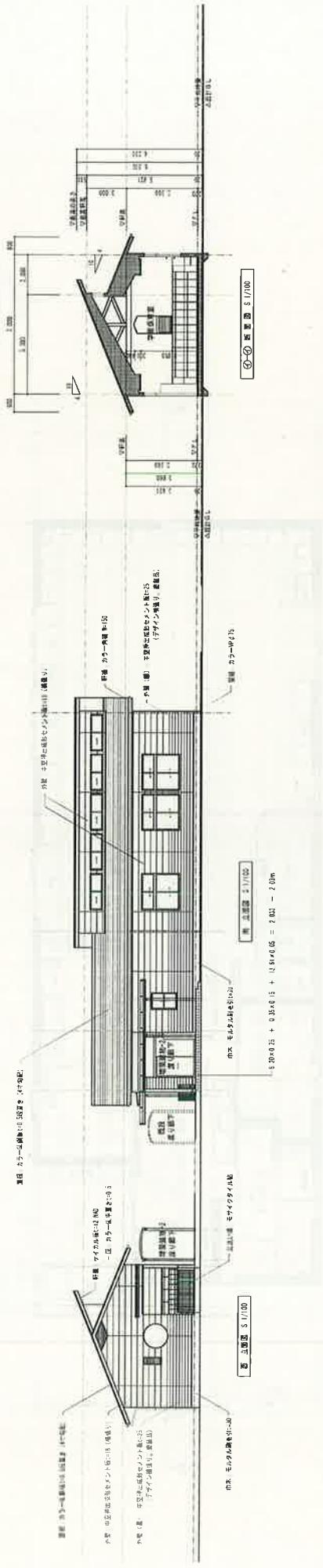


付近見取り図 S:1/2500









□平均单机功率	<u>2.03</u>	+ <u>0</u>	<u>7.16</u>	+ <u>0</u>	<u>7.16</u>	= <u>20.3</u>	<u>52.64</u>	= <u>0.04556</u>	<u>52.64-0.03</u>
□单机功率	<u>19.15</u>	+ <u>0</u>	<u>19.15</u>	+ <u>0</u>	<u>19.15</u>	= <u>58.5</u>	<u>58.5</u>	= <u>0.03</u>	<u>58.5-0.03</u>

資料 3

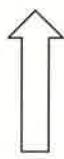
岡山県建築審査会資料
(報告案件)

建築基準法第43条第1項ただし書許可
(敷地と道路との関係)

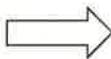
平成26年9月1日～平成27年2月28日

報告案件

○ 建築基準法第43条第1項(敷地等と道路との関係)



特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合、適用除外



岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。 → 岡山県建築審査会同意一括処理基準



一括処理を適用するものは、会長の専決同意を得た後に許可するものとし、直近に開催される建築審査会で報告するものとしている。
(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第2)



今回の建築審査会は、

平成26年9月1日～平成27年2月28日の間に、一括処理を行い許可したもののが報告を行うもの。

一括処理案件一覧表はP3～4のとおり。

報告書

岡山県建築審査会・一括処理案件 一覧表

【建築基準法第43条関係(平成26年9月1日～平成27年2月28日)】

岡山県建築審査会への諮問案件のうち軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を定めている。(岡山県建築審査会同意一括処理基準 第3の2) → 個表はP3～4

合計 11 件

(1)判断基準2号 (4m農道)	
美作市	2 件
赤磐市	1 件

(2)判断基準3号の(1) (水路ばさみ)	
真庭市	2 件
里庄町	1 件
早島町	1 件
備前市	1 件
鏡野町	1 件

(3)判断基準3号の(2)の1 (住宅建替)	
真庭市	1 件
里庄町	1 件

合計 6 件

合計 3 件

合計 2 件